

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成15年6月27日
【事業年度】	第142期（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）
【会社名】	株式会社横浜銀行
【英訳名】	The Bank of Yokohama, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 平澤 貞昭
【本店の所在の場所】	横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
【電話番号】	（045）225－1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部グループ長 野澤 康隆
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋2丁目8番2号 株式会社横浜銀行東京支店
【電話番号】	（03）3272－4171（大代表）
【事務連絡者氏名】	副支店長 前川 純治
【縦覧に供する場所】	株式会社横浜銀行東京支店 （東京都中央区日本橋2丁目8番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
		(自 平成10年 4月1日 至 平成11年 3月31日)	(自 平成11年 4月1日 至 平成12年 3月31日)	(自 平成12年 4月1日 至 平成13年 3月31日)	(自 平成13年 4月1日 至 平成14年 3月31日)	(自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日)
連結経常収益	百万円	385,663	381,858	340,114	310,707	285,432
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△180,904	54,348	49,588	33,626	27,156
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	△122,355	27,901	26,507	19,852	16,896
連結純資産額	百万円	405,233	429,728	454,894	451,267	457,225
連結総資産額	百万円	11,259,548	10,728,229	10,740,067	10,764,882	10,672,796
1株当たり純資産額	円	270.90	290.95	311.87	308.66	312.72
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円	△108.93	23.48	22.12	16.24	13.64
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	15.15	11.57
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.04	10.03	9.59	10.72	10.32
連結自己資本利益率	%	—	8.35	7.34	5.23	4.38
連結株価収益率	倍	—	17.71	21.92	28.01	27.12
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	—	45,072	89,664	319,711	42,979
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	—	29,862	△5,491	432,088	△617,079
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	—	△78,493	△129,484	75,507	△17,411
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	—	287,012	241,759	1,069,096	477,551
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	—	5,283 〔3,597〕	4,730 〔3,680〕	4,202 〔4,461〕	3,815 〔4,261〕

- (注) 1. 平成10年度の連結財務諸表における子会社・関連会社の範囲及び税効果会計につきましては、それぞれ「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」（平成10年大蔵省令第136号）附則第2項及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令」（平成10年大蔵省令第173号）附則第3項にもとづき、これらの省令により改正された連結財務諸表規則を適用しております。
2. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 平成13年度以前の1株当たり純資産額は、期末連結純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数（「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く）で除して算出しております。
4. 平成13年度以前の1株当たり当期純利益（又は当期純損失）は、連結当期純利益（又は連結当期純損失）から該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数（「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く）で除して算出しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、平成10年度は純損失が計上されているため、平成11年度及び平成12年度は転換社債等潜在株式がないため、記載しておりません。

6. 平成14年度から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益（又は当期純損失）」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

7. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

8. 連結自己資本利益率は下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先株式配当金総額}}{\{(期首連結純資産額 - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末連結純資産額} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2} \times 100$$

9. 従業員数は、平成11年度から就業人員数を表示しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第138期	第139期	第140期	第141期	第142期
決算年月		平成11年3月	平成12年3月	平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月
経常収益	百万円	329,850	321,886	284,184	260,450	238,263
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△183,837	51,154	48,838	34,277	25,320
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	△107,746	26,551	26,974	20,461	15,171
資本金	百万円	184,546	184,799	184,799	184,799	184,803
発行済株式総数	千株	普通株式 1,137,997 優先株式 200,000	普通株式 1,138,624 優先株式 200,000	普通株式 1,138,624 優先株式 200,000	普通株式 1,138,624 優先株式 200,000	普通株式 1,138,644 優先株式 200,000
純資産額	百万円	405,961	427,003	450,793	447,585	451,881
総資産額	百万円	11,130,558	10,579,517	10,555,051	10,655,212	10,535,608
預金残高	百万円	8,490,517	8,648,485	8,887,635	9,113,849	9,374,396
貸出金残高	百万円	8,136,791	7,905,656	7,801,193	7,735,016	7,902,054
有価証券残高	百万円	1,455,400	1,413,669	1,444,412	931,526	1,486,036
1株当たり純資産額	円	268.85	287.19	308.08	305.29	309.22
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 5.00 第一回優先株式 0.02 第二回優先株式 0.03 (普通株式 2.50 第一回優先株式 — 第二回優先株式 —)	普通株式 5.00 第一回優先株式 5.66 第二回優先株式 9.46 (普通株式 2.50 第一回優先株式 2.83 第二回優先株式 4.73)	普通株式 5.00 第一回優先株式 5.66 第二回優先株式 9.46 (普通株式 2.50 第一回優先株式 2.83 第二回優先株式 4.73)	普通株式 5.00 第一回優先株式 5.66 第二回優先株式 9.46 (普通株式 — 第一回優先株式 — 第二回優先株式 —)	普通株式 5.00 第一回優先株式 5.66 第二回優先株式 9.46 (普通株式 — 第一回優先株式 — 第二回優先株式 —)
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円	△94.68	22.13	22.49	16.77	12.13
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	15.63	10.38
単体自己資本比率(国内基準)	%	10.10	10.03	9.51	10.54	10.22
自己資本利益率	%	—	7.95	7.55	5.47	3.94
株価収益率	倍	—	18.79	21.56	27.13	30.50
配当性向	%	—	22.59	22.22	29.80	41.19
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	5,672 〔 — 〕	4,243 〔2,973〕	3,887 〔3,043〕	3,452 〔2,022〕	3,076 〔 449〕

- (注) 1. 第138期(平成11年3月)の財務諸表における子会社・関連会社の範囲及び税効果会計につきましては、それぞれ「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」(平成10年大蔵省令第135号)附則第2項及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令」(平成10年大蔵省令第173号)附則第3項に基づき、これらの省令により改正された財務諸表等規則を適用しております。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 第141期(平成14年3月)以前の1株当たり純資産額は、期末純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数で除して算出しております。
4. 第141期(平成14年3月)以前の1株当たり当期純利益(又は当期純損失)は、当期純利益(又は当期純損失)から該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数で除して算出しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、第138期(平成11年3月)は純損失が計上されているため、第139期(平成12年3月)及び第140期(平成13年3月)は転換社債等潜在株式がないため、記載しておりません。
6. 第141期(平成14年3月)から自己株式について資本に対する控除項目とされたことから、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、それぞれ発行済株式数から自己株式数を控除して計算しております。

7. 第142期（平成15年3月）から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益（又は当期純損失）」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5経理の状況」中、1「（1）連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

8. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を適用しております。

9. 自己資本利益率は、下記算式により、算出しております。

当期純利益－優先株式配当金総額

$$\frac{\{ (期首純資産額 - 期首発行済優先株式数 \times 発行価額) + (期末純資産額 - 期末発行済優先株式数 \times 発行価額) \}}{2} \times 100$$

10. 配当性向は、当期普通株式配当金総額を、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額で除して算出しております。

なお、第138期（平成11年3月）は純損失が計上されているため、記載しておりません。

11. 従業員数は、第139期（平成12年3月）から就業人員数を表示しております。

2【沿革】

大正 9 年12月	株式会社横浜興信銀行設立。（大正 9 年12月20日設立登記、資本金100万円）
昭和 2 年12月	株式会社左右田銀行と合同。
昭和 3 年 4 月	株式会社第二銀行（前身は明治 7 年設立の横浜第二国立銀行）と合同。
昭和16年12月	一県一行主義の政府方針を受け県内 6 行（株式会社鎌倉銀行、株式会社秦野銀行、株式会社足柄農商銀行、株式会社相模銀行、株式会社平塚江陽銀行、株式会社明和銀行）と合同、神奈川県下に本店を置く唯一の普通銀行となる。
昭和32年 1 月	株式会社横浜銀行と行名を変更。
昭和36年 9 月	東京証券取引所へ上場。
昭和46年12月	第 1 次オンラインシステム稼働開始。
昭和54年 1 月	第 2 次オンラインシステム稼働開始。
昭和54年 9 月	横浜ファイナンス株式会社を設立。
昭和58年 4 月	公共債の窓口販売業務開始。
昭和58年10月	バンクカード業務開始。
昭和59年 5 月	横浜ファイナンス株式会社を浜銀ファイナンス株式会社に社名変更。
昭和59年 6 月	公共債ディーリング業務開始。
昭和64年 1 月	第 3 次オンラインシステム稼働開始。
平成 5 年 7 月	現本店竣工。
平成 9 年 4 月	中期経営計画「イノベーション21」スタート。
平成10年12月	証券投資信託の窓口販売業務開始。
平成11年 3 月	第 1 回優先株式700億円、第 2 回優先株式300億円を発行。
平成11年 4 月	執行役員制度を導入。
平成13年 4 月	損害保険の窓口販売業務開始。
平成14年10月	個人年金保険の窓口販売業務開始。
	（平成15年 3 月末現在、国内本支店157、出張所26、海外駐在員事務所 4）

3【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、当行及び子会社17社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店・出張所においては、地域における中小企業、個人向け業務を当行グループの中核業務と位置づけて、以下の業務に積極的に取り組んでおります。

- ① 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引及び為替取引
- ② 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
- ③ 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
- ④ 信託業務
- ⑤ 前各号のほか銀行法により銀行が営むことのできる業務及び担保附社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
- ⑥ その他前各号に付帯または関連する事項

（注）上記の業務中「④ 信託業務」については現在営んでおりません。

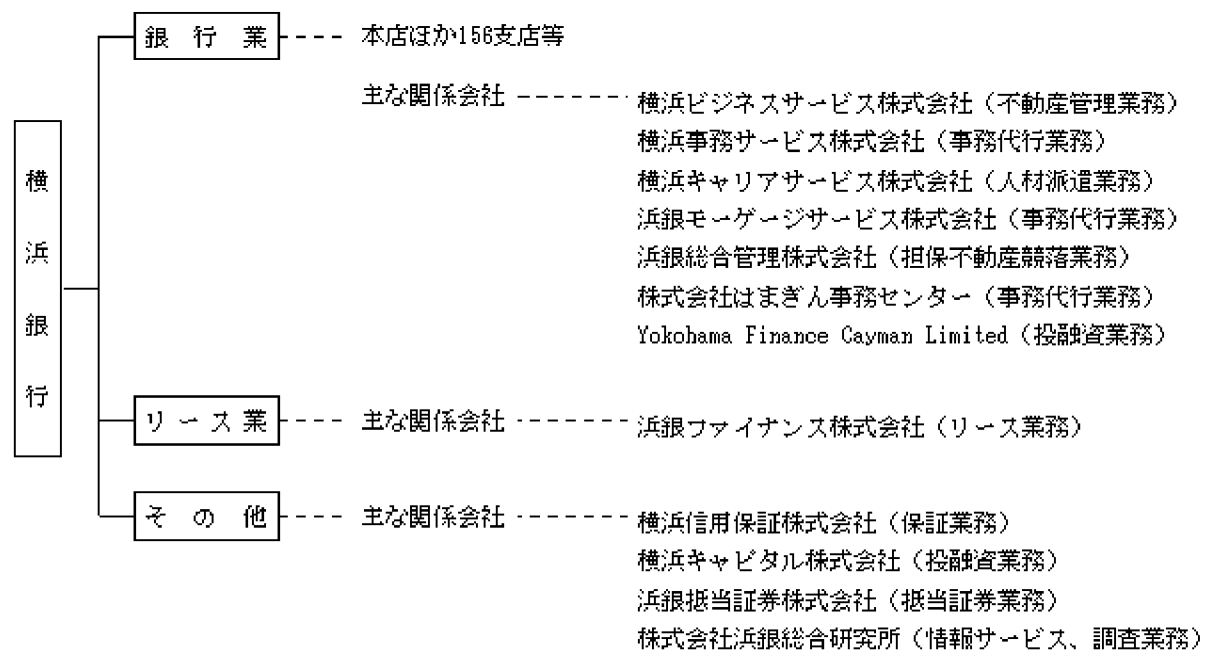
〔リース業〕

浜銀ファイナンス株式会社において、動産リース業務等を行っており、お客さまの多様な金融ニーズに対応していくための業務として位置づけて、積極的に取り組んでおります。

〔その他〕

子会社において、保証業務、投融資業務、抵当証券業務等を行っており、お客さまの幅広い金融ニーズに対応していくための業務と位置づけて、取り組んでおります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。（いずれも連結子会社）



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社)									
横浜ビジネスサービス株式会社	横浜市西区	百万円10	不動産管理業	100	4	—	金銭貸借 預金取引	当行に建物の賃貸	—
横浜事務サービス株式会社	横浜市港北区	百万円20	事務代行業	100	3	—	預金取引	—	—
横浜キャリアサービス株式会社	横浜市西区	百万円30	人材派遣業	100	4	—	預金取引	—	—
浜銀モーゲージサービス株式会社	横浜市西区	百万円30	事務代行業	100	(1) 3	—	預金取引	—	—
浜銀総合管理株式会社	横浜市西区	百万円350	担保不動産競落業	100	(1) 4	—	預金取引	当行より建物の賃貸	—
株式会社はまぎん事務センター	横浜市港北区	百万円30	事務代行業	100	3	—	預金取引	—	—
横浜信用保証株式会社	横浜市西区	百万円50	保証業	[71] 13	(1) 3	—	預金取引 保証取引	当行より建物の賃貸	—
浜銀ファイナンス株式会社	横浜市西区	百万円200	リース業	(40) 85	5	—	金銭貸借 預金取引 リース取引	当行より建物の賃貸	—
横浜キャピタル株式会社	横浜市西区	百万円300	投融資業	(30) 65	4	—	金銭貸借 預金取引	当行より建物の賃貸	—
浜銀抵当証券株式会社	横浜市西区	百万円100	抵当証券業	(95) 100	(1) 5	—	金銭貸借 預金取引	当行より建物の賃貸	—
株式会社浜銀総合研究所	横浜市西区	百万円100	情報サービス、調査業	(60) 95	(1) 3	—	金銭貸借 預金取引	当行より建物の賃貸	—
Yokohama Finance Cayman Limited	英国領西インド諸島グランドケイマン	千米ドル10	投融資業	100	1	—	金銭貸借 預金取引	—	—

(注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するものではありません。

2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社はありません。

3. 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者による所有割合(外書き)であります。

4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5. 浜銀ファイナンス株式会社については、当連結会計年度における連結財務諸表の経常収益に占める同社の経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く)の割合が100分の10を超えておりますが、後記「セグメント情報」の「事業の種類別セグメント情報」に記載されているリース業務の経常収益に占める同社の経常収益(セグメント間の内部経常収益又は振替高を含む)の割合が100分の90を超えるため、主要な損益情報等は記載しておりません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成15年3月31日現在

	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数（人）	3,585 [4,189]	88 [37]	142 [35]	3,815 [4,261]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員4,247人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成15年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
3,076 [449]	37.6	15.8	7,004

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員443人を含んでおりません。
なお、取締役を兼任しない執行役員7名を含んでおります。
2. 臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当行の従業員組合は、横浜銀行従業員組合と称し、組合員数は3,034人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

・業績

当連結会計年度のわが国経済を振り返りますと、年度前半は海外経済の回復や情報技術（IT）関連分野での在庫復元の動きを背景に、輸出や鉱工業生産が回復基調で推移するなど、景気は緩やかに持ち直しました。しかし、年度後半には、米国経済が減速するとともに世界的な株価の低迷が鮮明となり、さらにイラクを巡る国際情勢が緊迫化しました。こうしたなか、景気回復のけん引役であった輸出と生産の増勢が次第に鈍化し、また、設備投資の先行き不透明感が強まるとともに個人消費も消費者心理の悪化などから弱めの動きとなるなど、景気は総じて弱含み、横ばい傾向となりました。

神奈川県経済につきましては、全国と同様、年度前半には輸出の増加を受けて製造業の生産が下げ止まるなど、景気に底入れの動きがみられました。しかしながら、年度後半は米国経済の減速を背景に輸出の増勢が鈍化し、工業生産の持ち直しも緩やかなものにとどまるなど、県内の景気は総じて弱めの動きとなりました。

金融面では、日本銀行の潤沢な資金供給を受けて、短期金利は低位安定的に推移しました。また、長期金利は、デフレの長期化懸念や運用難にある投資家の債券購入などを背景に総じて低下基調で推移しました。

こうした経済金融環境のもとで、当行グループは、平成15年4月から平成18年3月までの3か年を計画期間とする中期経営計画「バリューアップ」で「地域のお客さまに強く支持される銀行」をめざして、さまざまな施策に取り組んでおります。

また、「経営の健全化のための計画」に基づき、神奈川県・東京西南部でのリージョナル・リテールに特化した営業力の強化、円滑な資金供給をおこなうためのリスク・コストに即した取引条件の精緻化、そして、業務執行態勢の抜本的見直しによるローコストオペレーション態勢の確立等にグループ全体で積極的に取り組み、企業競争力・経営体質の強化をはかっております。

この結果、当連結会計年度における業績は、以下のとおりとなりました。

預金は、総合取引の推進等による拡大に努めました結果、低い金利水準が継続するなかで、当連結会計年度中に2,651億円増加し、当連結会計年度末残高は9兆3,641億円となりました。このうち、定期性預金は当連結会計年度中に3,543億円減少し、当連結会計年度末残高は3兆4,836億円となりました。なお、譲渡性預金は、当連結会計年度中に237億円減少し、当連結会計年度末残高は694億円となりました。

貸出金は、個人を中心に取引拡大に努めました結果、当連結会計年度中に2,396億円増加し、当連結会計年度末残高は7兆8,330億円となりました。

有価証券は、当連結会計年度中に5,385億円増加し、当連結会計年度末残高は1兆4,922億円となりました。

総資産は、当連結会計年度中に921億円減少し、当連結会計年度末残高は10兆6,727億円となりました。

損益につきましては、引き続き低金利局面の中にあつて貸出金等の受入利息が減少したことなどから、経常収益は前連結会計年度に比べ252億7千5百万円減少し、2,854億3千2百万円となりました。一方、経常費用は、株価下落の影響により減損処理額が増加したものの、預金等の支払利息が減少し、さらに、経費の抑制にも努めました結果、前連結会計年度に比べ188億5百万円減少し、2,582億7千6百万円となりました。

以上により、当連結会計年度は、経常利益が前連結会計年度に比べ64億7千万円減少し、271億5千6百万円、当期純利益が前連結会計年度に比べ29億5千6百万円減少し、168億9千6百万円となりました。

また、当連結会計年度末の国内基準による自己資本比率は、10.32%となりました。

次に、事業のセグメントの業績は以下のとおりです。

1. 銀行業

経常収益は、前連結会計年度に比べ216億1千5百万円減少し、2,386億5千1百万円、経常費用は、前連結会計年度に比べ132億2千7百万円減少し、2,130億7千6百万円となり、その結果、経常利益は前連結会計年度に比べ83億8千8百万円減少し、255億7千4百万円となりました。

2. リース業

経常収益は、前連結会計年度に比べ55億1百万円減少し、389億6千2百万円、経常費用は、前連結会計年度に比べ57億5千4百万円減少し、382億9千5百万円となり、その結果、経常利益は前連結会計年度に比べ2億5千3百万円増加し、6億6千7百万円となりました。

3. その他

経常収益は、前連結会計年度に比べ21億7千3百万円増加し、137億9千万円、経常費用は、前連結会計年度に比べ8億4百万円減少し、118億5千5百万円となり、その結果、経常利益は19億3千4百万円（前連結会計年度は経常損失10億4千1百万円）となりました。

また、「業績等の概要」に記載している親会社及び国内連結子会社の課税取引については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

・キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況につきましては、コールローン、コールマネー等の市場性資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の営業活動によるものが、前連結会計年度に比べ2,767億3千2百万円減少し、429億7千9百万円の収入、有価証券の取得・売却や動産・不動産の取得・売却による投資活動によるものが、6,170億7千9百万円の支出（前連結会計年度は4,320億8千8百万円の収入）、劣後特約付借入金・社債の調達・返済等による財務活動によるものが、174億1千1百万円の支出（前連結会計年度は755億7百万円の収入）となり、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ5,915億4千5百万円減少し4,775億5千1百万円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当連結会計年度の国内の資金運用収支は、前連結会計年度比8億円の減益となる1,623億円となり、海外の資金運用収支は、該当がなかった結果、資金運用収支は、1,623億円となりました。

国内の役務取引等収支は、前連結会計年度比2億円の増益となる304億円となり、海外の役務取引等収支は、該当がなかった結果、役務取引等収支は、304億円となりました。

国内の特定取引収支は、前連結会計年度比1億円の増益となる8億円となり、海外の特定取引収支は、該当がなかった結果、特定取引収支は、8億円となりました。

国内のその他業務収支は、前連結会計年度比58億円の減益となる104億円となり、海外のその他業務収支は、該当がなかった結果、その他業務収支は、104億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	163,260	—	—	163,260
	当連結会計年度	162,384	—	—	162,384
うち資金運用収益	前連結会計年度	193,793	280	235	193,838
	当連結会計年度	177,619	85	49	177,655
うち資金調達費用	前連結会計年度	30,533	280	235	30,578
	当連結会計年度	15,234	85	49	15,270
役務取引等収支	前連結会計年度	30,179	—	—	30,179
	当連結会計年度	30,457	—	—	30,457
うち役務取引等収益	前連結会計年度	37,811	8	7	37,813
	当連結会計年度	38,939	8	8	38,938
うち役務取引等費用	前連結会計年度	7,632	8	7	7,634
	当連結会計年度	8,481	8	8	8,481
特定取引収支	前連結会計年度	630	—	—	630
	当連結会計年度	818	—	—	818
うち特定取引収益	前連結会計年度	636	—	—	636
	当連結会計年度	975	—	—	975
うち特定取引費用	前連結会計年度	6	—	—	6
	当連結会計年度	157	—	—	157
その他業務収支	前連結会計年度	16,319	—	—	16,319
	当連結会計年度	10,437	—	—	10,437
うちその他業務収益	前連結会計年度	60,749	—	—	60,749
	当連結会計年度	56,343	—	—	56,343
うちその他業務費用	前連結会計年度	44,430	—	—	44,430
	当連結会計年度	45,906	—	—	45,906

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定につきましては、平均残高は、貸出金及び有価証券を中心に、8兆8,878億円となり、利息は、1,776億円となった結果、利回りは、1.99%となりました。

一方、資金調達勘定につきましては、平均残高は、預金を中心に、8兆9,989億円となり、利息は、152億円となった結果、利回りは、0.16%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	8,917,792	193,793	2.17
	当連結会計年度	8,887,855	177,619	1.99
うち貸出金	前連結会計年度	7,376,168	164,222	2.22
	当連結会計年度	7,383,308	155,992	2.11
うち有価証券	前連結会計年度	1,254,788	20,142	1.60
	当連結会計年度	1,259,396	18,486	1.46
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	106,655	1,614	1.51
	当連結会計年度	104,308	1,107	1.06
うち債券貸借取引支払 保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	761	0	0.01
うち預け金	前連結会計年度	120,337	2,953	2.45
	当連結会計年度	85,352	1,439	1.68
資金調達勘定	前連結会計年度	9,019,320	30,533	0.33
	当連結会計年度	8,998,954	15,234	0.16
うち預金	前連結会計年度	8,499,550	14,366	0.16
	当連結会計年度	8,587,538	4,155	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	100,802	104	0.10
	当連結会計年度	57,313	28	0.04
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	74,343	79	0.10
	当連結会計年度	1,423	9	0.63
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	6,823	0	0.00
うち債券貸借取引受入 担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	7,613	3	0.04
うち借入金	前連結会計年度	275,122	6,085	2.21
	当連結会計年度	232,927	4,827	2.07

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	10,719	280	2.61
	当連結会計年度	3,499	85	2.43
うち貸出金	前連結会計年度	10,719	280	2.61
	当連結会計年度	3,499	85	2.43
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引支払 保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	10,719	280	2.61
	当連結会計年度	3,499	85	2.43
うち預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入 担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

(注) 1. 海外連結子会社の平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り （%）
		小計	相殺消去額 （△）	合計	小計	相殺消去額 （△）	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	8,928,512	10,720	8,917,791	194,074	235	193,838	2.17
	当連結会計年度	8,891,354	3,500	8,887,853	177,704	49	177,655	1.99
うち貸出金	前連結会計年度	7,386,887	10,719	7,376,168	164,502	235	164,267	2.22
	当連結会計年度	7,386,808	3,499	7,383,308	156,077	49	156,028	2.11
うち有価証券	前連結会計年度	1,254,788	1	1,254,787	20,142	—	20,142	1.60
	当連結会計年度	1,259,396	1	1,259,395	18,486	—	18,486	1.46
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	106,655	—	106,655	1,614	—	1,614	1.51
	当連結会計年度	104,308	—	104,308	1,107	—	1,107	1.06
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	761	—	761	0	—	0	0.01
うち預け金	前連結会計年度	120,337	—	120,337	2,953	—	2,953	2.45
	当連結会計年度	85,352	—	85,352	1,439	—	1,439	1.68
資金調達勘定	前連結会計年度	9,030,040	10,720	9,019,319	30,814	235	30,578	0.33
	当連結会計年度	9,002,453	3,500	8,998,953	15,319	49	15,270	0.16
うち預金	前連結会計年度	8,499,550	0	8,499,549	14,366	—	14,366	0.16
	当連結会計年度	8,587,538	0	8,587,537	4,155	—	4,155	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	100,802	—	100,802	104	—	104	0.10
	当連結会計年度	57,313	—	57,313	28	—	28	0.04
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	74,343	—	74,343	79	—	79	0.10
	当連結会計年度	1,423	—	1,423	9	—	9	0.63
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	6,823	—	6,823	0	—	0	0.00
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	7,613	—	7,613	3	—	3	0.04
うち借入金	前連結会計年度	275,122	10,719	264,402	6,085	235	5,849	2.21
	当連結会計年度	232,927	3,499	229,428	4,827	49	4,778	2.08

（注） 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益につきましては、預金・貸出業務及び為替業務を中心に、389億円となりました。

一方、役務取引等費用につきましては、84億円となりました。

この結果、役務取引等収支（役務取引等収益－役務取引等費用）は、304億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前連結会計年度	37,811	8	7	37,813
	当連結会計年度	38,939	8	8	38,938
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	13,623	—	—	13,623
	当連結会計年度	14,951	—	—	14,951
うち為替業務	前連結会計年度	12,119	—	—	12,119
	当連結会計年度	11,998	—	—	11,998
うち証券関連業務	前連結会計年度	3,357	—	—	3,357
	当連結会計年度	3,455	—	—	3,455
うち代理業務	前連結会計年度	2,542	—	—	2,542
	当連結会計年度	2,490	—	—	2,490
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	1,705	—	—	1,705
	当連結会計年度	1,790	—	—	1,790
うち保証業務	前連結会計年度	2,715	—	—	2,715
	当連結会計年度	2,796	—	—	2,796
役務取引等費用	前連結会計年度	7,632	8	7	7,634
	当連結会計年度	8,481	8	8	8,481
うち為替業務	前連結会計年度	2,021	—	—	2,021
	当連結会計年度	2,038	—	—	2,038

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

[次へ](#)

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度の国内の特定取引収益は、商品有価証券収益を中心に、975百万円となり、一方、国内の特定取引費用は、特定金融派生商品費用のみで、157百万円となりました。

また、海外の特定取引収益及び特定取引費用はありませんでした。

この結果、特定取引収支は、818百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	636	—	—	636
	当連結会計年度	975	—	—	975
商品有価証券収益	前連結会計年度	615	—	—	615
	当連結会計年度	959	—	—	959
その他の特定取引収益	前連結会計年度	20	—	—	20
	当連結会計年度	16	—	—	16
特定取引費用	前連結会計年度	6	—	—	6
	当連結会計年度	157	—	—	157
特定金融派生商品費用	前連結会計年度	6	—	—	6
	当連結会計年度	157	—	—	157

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

② 特定取引資産・負債の内訳 (末残)

当連結会計年度の国内の特定取引資産は、商品有価証券を中心に、725億円となり、一方、国内の特定取引負債は、特定金融派生商品を中心に、41億円となりました。

また、海外の特定取引資産及び特定取引負債は残高がありませんでした。

この結果、特定取引資産は、725億円となり、特定取引負債は、41億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	52,310	—	—	52,310
	当連結会計年度	72,529	—	—	72,529
商品有価証券	前連結会計年度	47,716	—	—	47,716
	当連結会計年度	68,572	—	—	68,572
商品有価証券派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	4	—	—	4
特定金融派生商品	前連結会計年度	4,594	—	—	4,594
	当連結会計年度	3,952	—	—	3,952
特定取引負債	前連結会計年度	4,687	—	—	4,687
	当連結会計年度	4,167	—	—	4,167
商品有価証券派生商品	前連結会計年度	14	—	—	14
	当連結会計年度	3	—	—	3
特定金融派生商品	前連結会計年度	4,673	—	—	4,673
	当連結会計年度	4,163	—	—	4,163

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

次へ

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	9,099,006	—	0	9,099,005
	当連結会計年度	9,364,106	—	0	9,364,106
流動性預金	前連結会計年度	4,988,688	—	—	4,988,688
	当連結会計年度	5,669,229	—	—	5,669,229
定期性預金	前連結会計年度	3,837,913	—	—	3,837,913
	当連結会計年度	3,483,683	—	—	3,483,683
その他	前連結会計年度	272,404	—	0	272,404
	当連結会計年度	211,193	—	0	211,192
譲渡性預金	前連結会計年度	93,150	—	—	93,150
	当連結会計年度	69,488	—	—	69,488
総合計	前連結会計年度	9,192,156	—	0	9,192,155
	当連結会計年度	9,433,594	—	0	9,433,594

（注）１．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

２．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

３．定期性預金＝定期預金＋定期積金

４．「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

[次へ](#)

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成14年 3 月31日		平成15年 3 月31日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	7,589,573	100.00	—	—
製造業	1,125,037	14.82	—	—
農業	8,747	0.12	—	—
林業	58	0.00	—	—
漁業	3,043	0.04	—	—
鉱業	7,731	0.10	—	—
建設業	503,890	6.64	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	16,507	0.22	—	—
運輸・通信業	324,283	4.27	—	—
卸売・小売業、飲食店	905,610	11.93	—	—
金融・保険業	345,485	4.55	—	—
不動産業	824,360	10.86	—	—
サービス業	811,285	10.69	—	—
地方公共団体	75,123	0.99	—	—
その他	2,638,410	34.77	—	—
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	—	—	7,830,372	100.00
製造業	—	—	1,100,349	14.05
農業	—	—	8,531	0.11
林業	—	—	55	0.00
漁業	—	—	3,133	0.04
鉱業	—	—	8,199	0.10
建設業	—	—	465,690	5.95
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	16,543	0.21
情報通信業	—	—	51,101	0.65
運輸業	—	—	356,027	4.55
卸売・小売業	—	—	813,300	10.39
金融・保険業	—	—	338,660	4.32
不動産業	—	—	824,469	10.53
各種サービス業	—	—	877,404	11.21
地方公共団体	—	—	69,497	0.89
その他	—	—	2,897,411	37.00
海外及び特別国際金融取引勘定分	3,890	100.00	2,657	100.00
政府等	301	7.74	125	4.70
金融機関	—	—	—	—
その他	3,589	92.26	2,532	95.30
合計	7,593,463	—	7,833,029	—

（注） 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 平成14年 3 月 7 日付総務省告示第139号により「日本標準産業分類」が改訂され、同年10月 1 日から適用されたことに伴い、「国内（除く特別国際金融取引勘定分）」に係る各業種別の貸出金残高および構成比は、前連結会計年度末は改訂前の日本標準産業分類の区分にもとづき、当連結会計年度末は改訂後の日本標準産業分類の区分にもとづき記載しております。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成14年 3 月31日	インドネシア共和国	299
	合計	299
	（資産の総額に対する割合：％）	(0.00)
平成15年 3 月31日	—	—
	合計	—
	（資産の総額に対する割合：％）	(—)

（注）「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業およびこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

[次へ](#)

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	141,448	—	—	141,448
	当連結会計年度	520,937	—	—	520,937
地方債	前連結会計年度	205,984	—	—	205,984
	当連結会計年度	293,117	—	—	293,117
社債	前連結会計年度	283,314	—	—	283,314
	当連結会計年度	389,247	—	—	389,247
株式	前連結会計年度	242,562	—	—	242,562
	当連結会計年度	189,865	—	—	189,865
その他の証券	前連結会計年度	80,407	—	1	80,405
	当連結会計年度	99,074	—	1	99,073
合計	前連結会計年度	953,717	—	1	953,716
	当連結会計年度	1,492,242	—	1	1,492,241

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3. 「相殺消去額」には、当行及び子会社間の資本連結等に伴い相殺消去した金額を記載しております。

次へ

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況（単体）

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	202,550	194,924	△7,626
経費（除く臨時処理分）	94,395	90,068	△4,327
人件費	40,384	35,252	△5,132
物件費	48,185	49,219	1,034
税金	5,826	5,596	△230
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	108,155	104,856	△3,299
一般貸倒引当金繰入額	64	△6,185	△6,249
業務純益	108,091	111,042	2,951
うち債券関係損益	7,234	△4,599	△11,833
臨時損益	△73,813	△85,722	△11,909
株式関係損益	△18,758	△29,538	△10,780
不良債権処理損失	50,251	49,884	△367
貸出金償却	33,016	37,245	4,229
個別貸倒引当金繰入額	13,235	9,993	△3,242
債権売却損失引当金繰入額	2,800	980	△1,820
特定海外債権引当勘定繰入額	△129	△69	60
延滞債権等売却損	752	526	△226
その他	576	1,207	631
その他臨時損益	△4,804	△6,299	△1,495
経常利益	34,277	25,320	△8,957
特別損益	△1,343	2,756	4,099
うち動産不動産処分損益	△1,347	△811	536
税引前当期利益	32,933	28,076	△4,857
法人税、住民税及び事業税	99	1,216	1,117
法人税等調整額	12,372	11,688	△684
当期利益	20,461	15,171	△5,290

- (注) 1. 業務粗利益＝（資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用）＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
2. 業務純益＝業務粗利益－経費（除く臨時処理分）－一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
6. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
給料・手当	32,243	28,479	△3,764
退職給付費用	5,474	9,251	3,777
福利厚生費	364	309	△55
減価償却費	7,662	7,365	△297
土地建物機械賃借料	8,190	7,547	△643
営繕費	184	241	57
消耗品費	1,225	1,147	△78
給水光熱費	1,596	1,413	△183
旅費	111	108	△3
通信費	1,338	1,258	△80
広告宣伝費	834	809	△25
租税公課	5,826	5,596	△230
その他	32,387	33,241	854
計	97,437	96,770	△667

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

次へ

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.07	1.95	△0.12
(イ) 貸出金利回	2.18	2.08	△0.10
(ロ) 有価証券利回	1.56	1.41	△0.15
(2) 資金調達原価 ②	1.26	1.11	△0.15
(イ) 預金等利回	0.10	0.03	△0.07
(ロ) 外部負債利回	1.63	2.14	0.51
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.81	0.84	0.03

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3. ROE（単体）

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	30.58	29.59	△0.99
業務純益ベース	30.56	31.36	0.80
当期利益ベース	5.47	3.94	△1.53

（注）○ 業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）は、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{業務純益（一般貸倒引当金繰入前）－優先株式配当金総額}}{\{(期首純資産額－期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産額} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2} \times 100$$

○ 業務純益ベースは、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{業務純益－優先株式配当金総額}}{\{(期首純資産額－期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産額} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2} \times 100$$

○ 当期利益ベースは、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{当期純利益－優先株式配当金総額}}{\{(期首純資産額－期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産額} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2} \times 100$$

[次へ](#)

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（末残）	9,113,849	9,374,396	260,547
預金（平残）	8,517,076	8,602,313	85,237
貸出金（末残）	7,735,016	7,902,054	167,038
貸出金（平残）	7,496,447	7,504,058	7,611

(2) 預金者別預金残高（国内）

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	6,567,741	6,721,321	153,580
法人	1,850,334	2,059,724	209,390
公金	572,983	416,086	△156,897
金融機関	122,788	177,264	54,476
合計	9,113,849	9,374,396	260,547

（注） 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	2,615,864	2,877,513	261,649
住宅ローン残高	2,279,838	2,556,179	276,341
その他ローン残高	336,026	321,334	△14,692

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高 ①	百万円	6,212,407	6,421,626	209,219
総貸出金残高 ②	百万円	7,731,126	7,899,397	168,271
中小企業等貸出金比率 ①／②	%	80.35	81.29	0.94
中小企業等貸出先件数 ③	件	401,364	401,053	△311
総貸出先件数 ④	件	402,317	401,930	△387
中小企業等貸出先件数比率③／④	%	99.76	99.78	0.02

（注） 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

[次へ](#)

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	25	474	22	131
信用状	433	3,704	453	2,459
保証	2,517	341,317	2,407	210,879
計	2,975	345,496	2,882	213,469

6. 内国為替の状況（単体）

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数（千口）	金額（百万円）	口数（千口）	金額（百万円）
送金為替	各地へ向けた分	61,163	64,278,168	61,123	59,664,064
	各地より受けた分	61,757	70,450,172	61,442	64,386,838
代金取立	各地へ向けた分	93	152,903	91	138,298
	各地より受けた分	148	284,215	130	264,687

7. 外国為替の状況（単体）

区分		前事業年度	当事業年度
		金額（百万米ドル）	金額（百万米ドル）
仕向為替	売渡為替	28,761	4,978
	買入為替	382	372
被仕向為替	支払為替	30,011	5,464
	取立為替	343	262
合計		59,498	11,078

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成14年3月31日	平成15年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	184,799	184,803
	うち非累積的永久優先株	50,000	50,000
	新株式払込金	—	—
	資本準備金	146,277	—
	連結剰余金	96,189	—
	資本剰余金	—	146,281
	利益剰余金	—	106,563
	連結子会社の少数株主持分	10,862	6,231
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	その他有価証券の評価差損（△）	15,347	20,443
	自己株式払込金	—	—
	自己株式（△）	243	330
	為替換算調整勘定	0	△0
	営業権相当額（△）	—	—
	連結調整勘定相当額（△）	156	—
	計（A）	422,381	423,105
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	25,340	25,084
	一般貸倒引当金	37,966	34,046
	負債性資本調達手段等	214,997	204,999
	うち永久劣後債務（注2）	80,000	80,000
	うち期限付劣後債務および期限付優先株（注3）	134,997	124,999
	計	278,305	264,130
	うち自己資本への算入額（B）	278,305	264,130
控除項目	控除項目（注4）（C）	851	851
自己資本額	（A）＋（B）－（C）（D）	699,835	686,385
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	6,210,648	6,444,129
	オフ・バランス取引項目	317,474	206,258
	計（E）	6,528,123	6,650,388
連結自己資本比率（国内基準）＝D／E×100（％）		10.72	10.32

（注）1．告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

（1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

（2）一定の場合を除き、償還されないものであること

（3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

（4）利払い義務の延期が認められるものであること

3．告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4．告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

次へ

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成14年3月31日	平成15年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	184,799	184,803
	うち非累積的永久優先株	50,000	50,000
	新株式払込金	—	—
	資本準備金	146,277	146,281
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	34,512	35,932
	任意積立金	52,366	59,371
	次期繰越利益	5,839	5,864
	その他	0	△0
	その他有価証券の評価差損（△）	16,153	20,297
	自己株式払込金	—	—
	自己株式（△）	48	330
	営業権相当額（△）	—	—
	計（A）	407,593	411,624
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	25,340	25,084
	一般貸倒引当金	35,449	29,270
	負債性資本調達手段等	214,997	204,999
	うち永久劣後債務（注2）	80,000	80,000
	うち期限付劣後債務および期限付優先株（注3）	134,997	124,999
	計	275,788	259,354
	うち自己資本への算入額（B）	275,788	259,354
控除項目	控除項目（注4）（C）	851	851
自己資本額	（A）＋（B）－（C）（D）	682,530	670,128
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	6,204,215	6,393,728
	オフ・バランス取引項目	265,983	160,286
	計（E）	6,470,198	6,554,014
単体自己資本比率（国内基準）＝D／E×100（％）		10.54	10.22

- （注） 1． 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
- 2． 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- （1） 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - （2） 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - （3） 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - （4） 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3． 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4． 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものとあります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成14年3月31日	平成15年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	846	506
危険債権	2,473	2,262
要管理債権	1,447	1,267
正常債権	76,278	77,279

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

金融界におきましては、金融サービス分野の規制緩和の進展やお客さまのニーズの多様化・高度化等により、業種を超えた競争がますます激化するものと見込まれる一方、資産デフレの進行や景気の低迷が長引く環境のもとで、地域金融機関については、不良債権問題解決に向けた中小企業金融の機能強化が重要な課題となっており、充実した金融サービスの提供ならびに経営の健全性の向上がより一層求められております。

こうした厳しい状況に対して、当行は、平成15年4月にスタートした新中期経営計画「バリューアップ」に基づき、これまで取り組んできたリージョナル・リテール戦略を一層深化させることにより、経営の健全性を高めるとともに、地元金融機関としての存立基盤を盤石なものとし、地域のお客さまやマーケットからの評価を高めていくよう努めてまいり所存であります。

すなわち、リージョナル・リテール分野に特化した営業力の強化、経営合理化の徹底による更なるローコストオペレーション態勢の確立、リスク管理の高度化によるリスクに見合ったリターン確保等に当行グループ全体で積極的に取り組むことを通じて経営体質を強化する一方、稠密な店舗網等を利用した情報活用の高度化をさらに進めることにより、地域のお客さまのニーズや期待に的確にお応えする良質な商品・サービスを提供するよう努めてまいります。また、引き続き、当行グループ機能のフル活用による地元中小企業への再生支援活動を通じて、地域経済の発展に貢献してまいります。

こうした努力をとおして、収益性と健全性の高い「良質な銀行」となり、新中期経営計画で掲げる「地域のお客さまに強く支持される銀行」の実現をめざしてまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

- (1) 銀行業
- 当連結会計年度における当行の設備投資につきましては、店舗関係では、丸ノ内支店、市大センター病院出張所の廃止、伊勢佐木町支店の移転など経営の効率化に努める一方、善行出張所の支店化を含め、営業店舗網充実に必要な投資を行いました。
- また、電子計算機にかかわる機器及び業務の合理化、効率化を目的とした事務機械等の動産投資を実施いたしました。この結果、当連結会計年度における当行の設備投資の総額は49億円となりました。
- (2) リース業
- 該当ありません。
- (3) その他
- 該当ありません。

2【主要な設備の状況】

- 当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。
- (1) 銀行業

(平成15年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土 地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積(㎡)	帳簿価額(百万円)				
当行	－	本店 他163店	神奈川県	店舗	71,890 (12,875)	63,617	32,335	4,778	100,732	2,715
		東京支店 他13店	東京都	店舗	1,831 (－)	1,060	581	255	1,896	312
		前橋支店 他2店	群馬県	店舗	1,633 (1,185)	94	82	29	207	26
		名古屋支店	愛知県	店舗	－ (－)	－	30	9	39	10
		大阪支店	大阪府	店舗	－ (－)	－	20	12	33	13
		事務 センター	神奈川県 横浜市	事務 センター	6,519 (－)	9,788	3,323	656	13,768	－
		保土ヶ谷寮 他98ヶ所	神奈川県 横浜市他	社宅・寮	2,797 (－)	646	773	1	1,421	－
		大和総合 グラウンド	神奈川県 大和市	グラウンド	27,977 (－)	5,376	80	0	5,458	－
		厚木文書 保管庫他	神奈川県 厚木市他	その他の 施設	22,252 (701)	1,678	1,353	297	3,329	－
国内連結 子会社	横浜ビジネス サービス株式 会社	南幸ビル 他29ヶ所	神奈川県 横浜市他	店舗・ 事務所	17,113 (－)	8,258	4,156	62	12,477	50

- (2) リース業
- 該当ありません。
- (3) その他
- 該当ありません。

- (注) 1. 当行の主要な設備の太宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業に一括計上しております。
2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め6,161百万円であります。
- また、当行が子会社から賃借した借地の面積5,540㎡を含んでおります。
3. 動産は、事務機械2,162百万円、その他3,878百万円であります。
4. 当行の店舗外現金自動設備312か所、海外駐在員事務所4か所は上記に含めて記載しております。
5. 上記には、関連会社に貸与している建物が含まれており、その内容は次のとおりであります。
- 神奈川県 建物 25百万円
6. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

	会社名	事業の別	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数 (人)	年間リース料 (百万円)
当行	—	銀行業	本店営業部他	神奈川県横浜市他	車両	—	272
			東京本部他	東京都中央区他	ディーリング関係機器	—	111

3【設備の新設、除却等の計画】

当行及び連結子会社の設備投資計画につきましては、お客さまのニーズに対応し、サービス水準を維持、向上させるために必要な投資を実施するとともに、営業戦略上必要な新商品や情報関連などへの投資を実施する計画としております。

具体的には、営業力強化やお客さまの利便性向上に資するシステム関連投資や、業務の合理化、効率化を目的とした事務機器の新鋭化投資を中心に、不動産投資を含め総額124億円を計画しております。

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	事業の別	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	杉田支店	横浜市磯子区	移転	銀行業	営業店舗	150	0	自己資金	平成15年5月	平成15年8月
	その他店舗等	—	新築その他	銀行業	店舗等	1,271	0	自己資金	—	—
	事務機械	—	—	銀行業	事務機械等	10,935	—	自己資金	—	—

- (注) 1. 上記設備計画の記載金額については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
2. 店舗等における主なものは、営業店舗の増改築等であり、平成16年3月までに竣工する予定であります。
3. 事務機械等における主なものは、平成16年3月までに設置する予定であります。

(2) 売却

該当ありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	2,600,000,000
優先株式	400,000,000
計	3,000,000,000

(注) 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

当銀行の発行する株式の総数は、30億株とし、このうち26億株は普通株式、4億株は優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成15年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成15年6月27日)	上場証券取引所名	内容
普通株式	1,138,644,220	同 左	東京証券取引所 (市場第1部)	(注) 1, 2
第一回優先株式	140,000,000	同 左	—	(注) 3
第二回優先株式	60,000,000	同 左	—	(注) 4
計	1,338,644,220	同 左	—	—

(注) 1. 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。

2. 提出日現在発行数には、平成15年6月1日から報告書を提出する日までの新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された転換社債の転換及び新株引受権方式のストックオプションの権利行使を含む）により発行された株式数は含まれておりません。

3. 第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年5円66銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2円83銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成13年8月1日から平成21年7月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 転換価額

優先株式の普通株式への転換価額は505円40銭とする。

また、転換価額は、平成11年7月31日とその後平成20年7月31日までの毎年7月31日に修正される。ただし、今後時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(4) 普通株式への一斉転換条項

平成21年7月30日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年7月31日をもって、優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、平成21年7月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。ただし、当該平均値が200円を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を200円で除して得られる数の普通株式となる。

(5) 議決権条項

法令に定める場合を除き、優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。

優先株主には新株の引受権、新株予約権の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

4. 第二回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年9円46銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4円73銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成16年8月1日から平成21年7月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 転換価額

優先株式の普通株式への転換価額は505円40銭とする。

また、転換価額は、平成11年7月31日とその後平成20年7月31日までの毎年7月31日に修正される。ただし、今後時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(4) 普通株式への一斉転換条項

平成21年7月30日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年7月31日をもって、優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、平成21年7月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。ただし、当該平均値が200円を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を200円で除して得られる数の普通株式となる。

(5) 議決権条項

法令に定める場合を除き、優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。

優先株主には新株の引受権、新株予約権の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

①平成11年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	事業年度末現在 (平成15年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成15年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	290,000	290,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	369	369
新株予約権の行使期間	平成13年6月26日から 平成21年6月25日まで	平成13年6月26日から 平成21年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 369 資本組入額 185	発行価格 369 資本組入額 185
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。

②平成12年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	事業年度末現在 (平成15年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成15年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,504,000	1,504,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	498	498
新株予約権の行使期間	平成14年6月29日から 平成22年6月28日まで	平成14年6月29日から 平成22年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 498 資本組入額 249	発行価格 498 資本組入額 249
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。

③平成13年6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	事業年度末現在 (平成15年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成15年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,489,000	1,489,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	502	502
新株予約権の行使期間	平成15年6月28日から 平成23年6月27日まで	平成15年6月28日から 平成23年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 502 資本組入額 251	発行価格 502 資本組入額 251
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。

④平成14年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成15年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成15年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,473	1,473
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,473,000	1,473,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	520	520
新株予約権の行使期間	平成16年6月27日から 平成24年6月26日まで	平成16年6月27日から 平成24年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 520 資本組入額 260	発行価格 520 資本組入額 260
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。

(注) 当行は旧商法に基づき転換社債を発行しております。当該転換社債の残高、転換価格及び資本組入額は次のとおりであります。

銘柄 (発行年月日)	事業年度末現在 (平成15年3月31日)			提出日の前月末現在 (平成15年5月31日)		
	残高 (千円)	転換価格 (円)	資本組入額 (1株につき 円)	残高 (千円)	転換価格 (円)	資本組入額 (1株につき 円)
120%コールオプション条項付 第4回無担保転換社債 (平成13年11月16日)	60,000,000	525	263	60,000,000	525	263

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成11年3月31日 (注) 1	普通株式 — 優先株式 200,000	普通株式 1,137,997 優先株式 200,000	50,000,000	184,546,238	50,000,000	146,024,418
平成11年4月1日～ 平成12年3月31日 (注) 2	普通株式 626 優先株式 —	普通株式 1,138,624 優先株式 200,000	253,357	184,799,595	253,357	146,277,776
平成14年4月1日～ 平成15年3月31日 (注) 3	普通株式 20 優先株式 —	普通株式 1,138,644 優先株式 200,000	3,700	184,803,295	3,680	146,281,456

(注) 1. 有償 第三者割当

第一回優先株式	140,000千株	発行価格	500円	資本組入額	250円
第二回優先株式	60,000千株	発行価格	500円	資本組入額	250円

2. 旧商法に基づき発行した転換社債の転換による増加であります。

3. 旧商法に基づくストックオプションの権利行使による当事業年度中の合計数・額であります。

(4) 【所有者別状況】

①普通株式

平成15年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等 のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	148	28	1,972	324	3	19,549	22,021	—
所有株式数 (単元)	—	562,545	1,911	318,337	119,824	19	129,657	1,132,274	6,370,220
所有株式数の 割合（%）	—	49.68	0.17	28.12	10.58	0.00	11.45	100.00	—

（注）1．自己株式697,934株は「個人その他」に697単元、「単元未満株式の状況」に934株含まれております。なお、自己株式697,934株は株主名簿上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は693,934株であります。

2．「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、3単元含まれております。

②第一回優先株式

平成15年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等 のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	140,000	—	—	—	—	—	140,000	—
所有株式数の 割合（%）	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

③第二回優先株式

平成15年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数 （単元）	—	60,000	—	—	—	—	—	60,000	—
所有株式数の 割合（％）	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

(5) 【大株主の状況】

①普通株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社信託口	東京都港区浜松町2丁目11番3号	74,090	6.50
日本トラスティサービス 信託銀行株式会社信託口	東京都中央区晴海1丁目8番11号	62,400	5.48
明治生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	36,494	3.20
安田生命保険相互会社 (常任代理人資産管理サービ ス信託銀行株式会社)	東京都新宿区西新宿1丁目9番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海 アイランド トリトンスクエアオフィスタ ワーZ棟)	36,494	3.20
第一生命保険相互会社 (常任代理人資産管理サービ ス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海 アイランド トリトンスクエアオフィスタ ワーZ棟)	36,494	3.20
日本生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目2番2号	27,413	2.40
UFJ信託銀行株式会社 信託勘定A口	東京都千代田区丸の内1丁目4番3号	22,672	1.99
住友生命保険相互会社 (常任代理人日本トラスティ サービス信託銀行株式会社)	東京都中央区築地7丁目18番24号 (東京都中央区晴海1丁目8番11号)	18,194	1.59
横浜丸魚株式会社	横浜市神奈川区山内町1番地	12,060	1.05
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	11,017	0.96
計	—	337,328	29.62

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	74,090千株
日本トラスティサービス信託銀行株式会社信託口	62,400千株
UFJ信託銀行株式会社信託勘定A口	22,672千株

②第一回優先株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	140,000	100.00
計	—	140,000	100.00

③第二回優先株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	60,000	100.00
計	—	60,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成15年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	第一回優先株式 140,000,000 第二回優先株式 60,000,000	—	株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 693,000	—	株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,131,581,000	1,131,574	同上
単元未満株式	普通株式 6,370,220	—	1 単元（1,000株） 未満の株式
発行済株式総数	1,338,644,220	—	—
総株主の議決権	—	1,131,574	—

（注） 上記の「完全議決権株式（その他）」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3千株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個は含まれておりません。

② 【自己株式等】

平成15年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号	693,000	—	693,000	0.06
計	—	693,000	—	693,000	0.06

（注） 上記のほか、株主名簿上は当行名義となっていますが、実質的に所有していない株式が4,000株あります。なお、当該株式は上記「①発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」の「株式数」の欄に含まれております。また、「議決権の数」の欄には、当該完全議決権株式に係る議決権の数4個は含まれておりません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当行はストックオプション制度を採用しております。

①平成11年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき、新株引受権方式により、平成11年6月25日定時株主総会終結の時に在任する当行取締役及び当行使用人で執行役員たる地位にある者に対して付与することを、平成11年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成11年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：10 当行使用人で執行役員たる地位にある者：6
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 ※1 ※2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

※1 当初発行価額は、旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権（以下「新株引受権」という）を付与すべき取締役および使用人（以下「被付与者」という）と当行間の新株引受権付与契約（以下「付与契約」という）に基づいて新株引受権が付与された平成11年7月21日（以下「権利付与日」という）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値に1.05を乗じた金額といたしました。ただし、1円未満の端数は切り上げました。

※2 発行価額は、権利付与日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行（旧商法に基づく転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く）する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{1株当り時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、株式の分割または併合が行われる場合、発行価額は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されます。ただし、発行価額は、当行普通株式を適法に発行するために必要な最低金額を下回らないものとし、かつ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

②平成12年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき、新株引受権方式により、平成12年6月28日定時株主総会終結の時に在任する当行取締役及び当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事（部店長級）ならびに連結子会社に出向している参与、副参与の資格を有する者に対して付与することを、平成12年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成12年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：8 当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事（部店長級）ならびに連結子会社に出向している参与、副参与の資格を有する使用人：275
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 ※1 ※2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

※1 当初発行価額は、旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権（以下「新株引受権」という）を付与すべき取締役および使用人（以下「被付与者」という）と当行間の新株引受権付与契約（以下「付与契約」という）に基づいて新株引受権が付与された平成12年7月7日（以下「権利付与日」という）の前日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値に1.05を乗じた金額といたしました。ただし、1円未満の端数は切り上げました。

※2 発行価額は、権利付与日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行（旧商法に基づく転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く）する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{1株当り時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、株式の分割または併合が行われる場合、発行価額は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されます。ただし、発行価額は、当行普通株式を適法に発行するために必要な最低金額を下回らないものとし、かつ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

③平成13年6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき、新株引受権方式により、平成13年6月27日定時株主総会終結の時に在任する当行取締役及び当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事ならびに連結子会社に出向している参与、副参与、参事の資格を有する者のうち、連結子会社の役付取締役である使用人に対して付与することを、平成13年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成13年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：8 当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事ならびに連結子会社に出向している参与、副参与、参事の資格を有する者のうち、連結子会社の役付役員である使用人：252
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 ※1 ※2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

※1 当初発行価額は、旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権（以下「新株引受権」という）を付与すべき取締役および使用人（以下「被付与者」という）と当行間の新株引受権付与契約（以下「付与契約」という）に基づいて新株引受権が付与される日（以下「権利付与日」という）の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）といたしました。ただし、当該金額が権利付与日の終値を下回る場合は、権利付与日の終値といたしました。

※2 発行価額は、権利付与日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行（旧商法に基づく転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く）する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当り時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、株式の分割または併合が行われる場合、発行価額は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されます。ただし、発行価額は、当行普通株式を適法に発行するために必要な最低金額を下回らないものとし、かつ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

④平成14年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、商法第280条ノ21の規定に基づき、平成14年6月26日定時株主総会終結時に在任する当行取締役及び当行使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成14年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成14年6月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：8 使用人：180
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 ※1 ※2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

※1 1株当りの払込金額は、新株予約権発行日に終了する45取引日（終値のない日数を除く）の初日から30取引日（終値のない日数を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）といたしました。

ただし、当該金額が、新株予約権発行日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値といたしました。

- ※2 なお、新株予約権発行日以降、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当行が時価を下回る価額で新たに普通株式を発行し、又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、優先株式の転換、平成14年4月1日改正前の商法に基づき発行された転換社債の転換および付与された株式譲渡請求額（新株の引受権）の行使に伴う株式の発行の場合を除く。）には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当り時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

当行が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものといたします。

⑤平成15年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、商法第280条ノ21の規定に基づき、平成15年6月26日定時株主総会終結時に在任する当行取締役及び当行使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成15年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成15年6月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役及び当行使用人（付与対象者の人数は、平成15年6月26日開催の定時株主総会後の取締役会にて決定することとしております。）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	1,511,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	※1 ※2
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から平成25年6月26日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権を当行の取締役または使用人たる地位を失った後も、これを行行使することができるものとする。また、新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。ただし、いずれの場合も新株予約権申込証兼新株予約権割当契約（以下に定義する）に定める条件による。 その他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権申込証兼新株予約権割当契約（新株予約権申込証兼新株予約権割当契約という）に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当行取締役会の承認を要するものとする。

- ※1 1株当りの払込金額は、新株予約権発行日に終了する45取引日（終値のない日数を除く）の初日から30取引日（終値のない日数を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）といたします。

ただし、当該金額が、新株予約権発行日の前日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値といたします。

- ※2 なお、新株予約権発行日以降、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当行が時価を下回る価額で新たに普通株式を発行し、又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、優先株式の転換、平成14年4月1日改正前の商法に基づき発行された転換社債の転換および付与された株式譲渡請求額（新株の引受権）の行使に伴う株式の発行の場合を除く。）には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当り時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

当行が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものといたします。

2【自己株式の取得等の状況】

- (1) 【定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買受け等の状況】

①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

②【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

平成15年6月26日現在

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
自己株式の取得に係る決議	普通株式	10,000,000株を上限とする。	5,000,000,000円を上限とする。
再評価差額金による消却のための買受けに係る決議	—	—	—
計	—	—	5,000,000,000円を上限とする。

(注) 当該授權株式数の当定時株主総会の終結した日現在の発行済株式総数に対する割合は0.74%であります。

3【配当政策】

当行は、銀行の公共的使命を念頭において、長期にわたる安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、配当についても安定的な配当を実施することを基本方針としております。

当期の普通株式の配当金につきましては、基本方針に従い、前期年間配当金と同額の1株当たり年5円といたしました。

また、当期の第1回優先株式の配当金につきましては、1株につき所定の年5円66銭、第2回優先株式の配当金につきましては、1株につき所定の年9円46銭とさせていただきます。

なお、内部留保資金につきましては、収益力を高め、経営体質の一層の強化を図るために効率的な運用を行い、将来にわたり安定的な配当を維持していけるよう努めてまいりたいと考えております。

4【株価の推移】

- (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

①普通株式

回次	第138期	第139期	第140期	第141期	第142期
決算年月	平成11年3月	平成12年3月	平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月
最高(円)	364	650	552	520	555
最低(円)	220	295	360	389	345

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

②第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されております。

また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されております。

③第二回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されております。

また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されております。

(2) 【最近 6 月間の月別最高・最低株価】

①普通株式

月別	平成14年10月	11月	12月	平成15年 1 月	2 月	3 月
最高 (円)	520	515	501	490	450	435
最低 (円)	485	486	430	417	400	345

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第 1 部におけるものであります。

②第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されていません。

③第二回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されていません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
頭取 (代表取締役)		平澤 貞昭	昭和7年4月7日生	昭和30年4月 大蔵省入省 平成元年6月 大蔵事務次官 平成2年6月 同退官 平成4年7月 国民金融公庫 総裁 平成6年5月 同退任 平成6年6月 当行入行 同代表取締役頭取 (現職)	31
代表取締役		清水 三省	昭和21年8月26日生	昭和44年4月 当行入行 平成6年6月 融資部長 平成7年6月 取締役融資部長 平成8年6月 取締役営業推進部長 平成9年6月 取締役本店営業部長 平成11年4月 常務取締役常務執行役員 本店営業部長委嘱 平成12年4月 代表取締役常務取締役 平成13年4月 代表取締役 平成13年10月 代表取締役 経営管理部長 委嘱 平成14年4月 代表取締役 (現職)	19
代表取締役	経営企画部長	大久保 千行	昭和27年11月23日生	昭和50年4月 当行入行 平成12年5月 法人部長 平成13年4月 執行役員法人部長 平成13年7月 執行役員リテール企画部長 兼営業本部事務局長 平成14年4月 執行役員経営企画部長 平成14年6月 取締役経営企画部長 平成15年6月 代表取締役 経営企画部長 委嘱 (現職)	3
取締役	統括営業本部長	藤川 雍中	昭和21年3月22日生	昭和45年4月 当行入行 平成8年6月 人事部長 平成8年6月 取締役人事部長 平成10年1月 取締役営業統括部長 平成11年4月 常務取締役 業務開発部長 委嘱 平成12年4月 取締役常務執行役員 本店 営業部長 平成13年4月 取締役常務執行役員 営業 本部副本部長 平成14年4月 代表取締役 平成15年2月 取締役専務執行役員 統括 営業本部長 (現職)	17

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
取締役	統括営業本部 副本部長	大久保 孝一	昭和24年10月20日生	昭和48年6月 当行入行 平成9年6月 武蔵小杉支店長 平成11年6月 執行役員川崎支店長 平成13年4月 執行役員人事部長 平成13年6月 取締役人事部長 平成13年10月 取締役 平成14年4月 取締役経営管理部長 平成15年2月 取締役常務執行役員 統括 営業本部副本部長（現職）	7
取締役	横浜駅前支店 長兼横浜中ブ ロック営業本 部長	横田 長生	昭和26年3月24日生	昭和48年4月 当行入行 平成11年10月 総合企画部長 平成13年3月 執行役員融資部長 平成13年6月 取締役融資部長 平成14年1月 取締役融資部長兼融資2部 長 平成14年4月 取締役融資部長 平成15年6月 取締役常務執行役員横浜駅 前支店長兼横浜中ブロック 営業本部長（現職）	10
取締役	経営管理部長	太田 嘉雄	昭和27年8月21日生	昭和50年4月 当行入行 平成15年6月 経営管理部長 平成15年6月 取締役経営管理部長（現 職）	2
取締役		池田 憲人	昭和22年12月9日生	昭和45年4月 当行入行 平成5年6月 融資管理部長 平成8年6月 取締役融資管理部長 平成9年4月 取締役融資2部長 平成9年6月 取締役総合企画部長 平成11年4月 常務取締役 平成13年3月 常務取締役 総合企画部長 委嘱 平成13年4月 代表取締役 総合企画部長 委嘱 平成13年10月 代表取締役 経営企画部長 委嘱 平成14年4月 代表取締役 平成15年6月 取締役（現職） （主な兼職） 横浜キャピタル株式会社代表取締役会長	14

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
常勤監査役		早川 洋	昭和22年4月29日生	昭和45年4月 当行入行 平成8年6月 総合企画部協会担当部長 平成9年6月 取締役総合企画部協会担当部長 平成11年9月 取締役営業本部副本部長兼事務局長 平成12年4月 取締役執行役員営業本部副本部長 平成12年5月 取締役常務執行役員 営業本部副本部長 平成13年6月 常務執行役員 営業本部副本部長 平成14年4月 頭取室付（待命） 平成14年6月 常勤監査役（現職）	33
常勤監査役		大蔵 純	昭和25年2月15日生	昭和47年4月 当行入行 平成13年10月 経営企画部主計室長 平成15年6月 常勤監査役（現職）	1
常勤監査役		小林 信介	昭和20年2月5日生	昭和43年4月 日本銀行入行 平成2年5月 同審査役 平成2年11月 同長崎支店長 平成6年7月 同札幌支店長 平成8年9月 同検査役検査室長 平成10年6月 同退職 平成10年6月 株式会社大京常勤監査役 平成14年6月 同退任 平成14年6月 当行常勤監査役（現職）	3

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
監査役		上野 豊	大正4年11月9日生	昭和12年4月 合名会社上野運輸商会入社 昭和41年12月 同代表社員社長 昭和50年5月 株式会社上野運輸商会（旧 合名会社上野運輸商会）代 表取締役社長 昭和54年10月 横浜商工会議所会頭 昭和62年6月 株式会社上野運輸商会代表 取締役会長 平成6年6月 当行監査役（現職） 平成6年10月 横浜商工会議所相談役名誉 会頭（現職） 平成10年4月 上野トランステック株式会 社（旧株式会社上野運輸商 会）代表取締役会長（現 職） （主な兼職） 上野興産株式会社代表取締役社長 横浜エフエム放送株式会社代表取締役 会長	—
計					143

（注） 監査役小林信介及び上野 豊は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

(参考)

当行は、平成11年4月1日より執行役員制度を導入いたしました。執行役員の状況は次のとおりであります。

役名及び職名	氏名
取締役専務執行役員 (統括営業本部長)	藤川 雍中
取締役常務執行役員 (統括営業本部副本部長)	大久保孝一
取締役常務執行役員 (横浜駅前支店長兼横浜 中ブロック営業本部長)	横田 長生
常務執行役員 (本店営業部長兼横浜南 ブロック営業本部長)	津村 和孝
常務執行役員 (県北ブロック営業本部 長兼県央ブロック営業本 部長兼小田原ブロック営 業本部長)	今井 清人
常務執行役員 (川崎支店長兼川崎・横 浜北ブロック営業本部 長)	中村 利之
常務執行役員 (東京支店長兼東京・県 外ブロック営業本部長)	鈴木 忍
執行役員 (横須賀支店長兼横須賀 ブロック営業本部長)	牛嶋 素一
執行役員 (藤沢中央支店長兼湘南 ブロック営業本部長)	栗原 正治
執行役員 (金融市場部長)	寺村 泰彦

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前連結会計年度（自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日）は改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当連結会計年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠して作成しております。

なお、前事業年度（自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日）は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、当事業年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 前連結会計年度（自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）の連結財務諸表並びに前事業年度（自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日）及び当事業年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

監査報告書

平成14年 6 月 26 日

株式会社横浜銀行

頭取 平澤 貞昭 殿

監査法人トーマツ

代表社員 公認会計士 佐藤 良二 印
関与社員

関与社員 公認会計士 岸野 勝 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の連結財務諸表が株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成14年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当行（有価証券報告書提出会社）が提出した有価証券報告書に綴り込まれた前連結会計年度の監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

独立監査人の監査報告書

平成15年 6 月26日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

代表社員 関与社員	公認会計士	吉田	洋	印
--------------	-------	----	---	---

関与社員	公認会計士	岸野	勝	印
------	-------	----	---	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成15年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更及びセグメント情報に記載されているとおり、会社は当連結会計年度に市場価格のある株式の配当金に関する会計方針を配当金の支払いを受けた日の属する連結会計年度に収益計上する方法から、各銘柄の配当落ち日（配当権利付き最終売買日の翌日）をもって前回の配当実績又は公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当金を見積計上する方法に変更した。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成15年5月19日付で連結子会社である浜銀ファイナンス株式会社の株式の一部を住商リース株式会社に譲渡する契約を締結した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

		前連結会計年度 (平成14年3月31日)		当連結会計年度 (平成15年3月31日)	
区分	注記 番号	金額（百万円）	構成比 (%)	金額（百万円）	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		1,109,666	10.31	493,925	4.63
コールローン及び買入手形		61,900	0.57	19,436	0.18
買入金銭債権		20,658	0.19	62,341	0.58
特定取引資産		52,310	0.49	72,529	0.68
有価証券	※1,7	953,716	8.86	1,492,241	13.98
貸出金	※2,3, 4,5,6, 7,8	7,593,463	70.54	7,833,029	73.39
外国為替	※6	10,294	0.10	7,582	0.07
その他資産	※7,9	258,074	2.40	133,562	1.25
動産不動産	※7, 10,11	230,935	2.14	206,014	1.93
繰延税金資産		147,824	1.37	139,518	1.31
連結調整勘定		156	0.00	—	—
支払承諾見返		436,138	4.05	303,666	2.85
貸倒引当金		△110,256	△1.02	△91,051	△0.85
資産の部合計		10,764,882	100.00	10,672,796	100.00

		前連結会計年度 (平成14年3月31日)		当連結会計年度 (平成15年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※7	9,099,005	84.52	9,364,106	87.74
譲渡性預金		93,150	0.87	69,488	0.65
コールマネー及び売渡手形	※7	1,773	0.02	276	0.00
特定取引負債		4,687	0.04	4,167	0.04
借入金	※7, 12	241,210	2.24	221,987	2.08
外国為替		82	0.00	151	0.00
社債	※13	55,997	0.52	45,999	0.43
転換社債		60,000	0.56	—	—
新株予約権付社債		—	—	60,000	0.56
その他負債		267,688	2.49	113,721	1.07
退職給付引当金		71	0.00	68	0.00
債権売却損失引当金		14,295	0.13	1,815	0.02
偶発損失引当金		4,200	0.04	—	—
特別法上の引当金		0	0.00	0	0.00
繰延税金負債		484	0.00	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※10	23,369	0.22	22,536	0.21
連結調整勘定		—	—	1,450	0.01
支払承諾		436,138	4.05	303,666	2.85
負債の部合計		10,302,156	95.70	10,209,435	95.66
(少数株主持分)					
少数株主持分		11,458	0.11	6,135	0.06
(資本の部)					
資本金		184,799	1.71	—	—
資本準備金		146,277	1.36	—	—
再評価差額金	※10	32,942	0.31	—	—
連結剰余金		103,433	0.96	—	—
その他有価証券評価差額金		△15,943	△0.15	—	—
為替換算調整勘定		0	0.00	—	—
計		451,510	4.19	—	—
自己株式		△48	△0.00	—	—
子会社の所有する親会社株式		△195	△0.00	—	—
資本の部合計		451,267	4.19	—	—
資本金	※14	—	—	184,803	1.73
資本剰余金		—	—	146,281	1.37
利益剰余金		—	—	113,613	1.06
土地再評価差額金	※10	—	—	33,206	0.31
その他有価証券評価差額金		—	—	△20,348	△0.19
為替換算調整勘定		—	—	△0	△0.00
自己株式	※15	—	—	△330	△0.00
資本の部合計		—	—	457,225	4.28
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		10,764,882	100.00	10,672,796	100.00

②【連結損益計算書】

		前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		310,707	100.00	285,432	100.00
資金運用収益		193,838		177,655	
貸出金利息		164,267		156,028	
有価証券利息配当金		20,142		18,486	
コールローン利息及び買 入手形利息		1,614		1,107	
債券貸借取引受入利息		—		0	
預け金利息		2,953		1,439	
その他の受入利息		4,861		593	
役務取引等収益		37,813		38,938	
特定取引収益		636		975	
その他業務収益		60,749		56,343	
その他経常収益		17,669		11,519	
経常費用		277,081	89.18	258,276	90.49
資金調達費用		30,578		15,270	
預金利息		14,366		4,155	
譲渡性預金利息		104		28	
コールマネー利息及び売 渡手形利息		79		9	
売現先利息		—		0	
債券貸借取引支払利息		—		3	
借入金利息		5,849		4,778	
社債利息		981		870	
その他の支払利息		9,196		5,424	
役務取引等費用		7,634		8,481	
特定取引費用		6		157	
その他業務費用		44,430		45,906	
営業経費		99,956		98,897	
その他経常費用		94,475		89,563	
貸倒引当金繰入額		14,416		7,194	
その他の経常費用	※1	80,058		82,369	
経常利益		33,626	10.82	27,156	9.51
特別利益		196	0.06	6,056	2.12
動産不動産処分益		99		1,381	
償却債権取立益		96		1,138	
金融先物取引責任準備金取 崩額		0		—	
証券取引責任準備金取崩額		—		0	
その他の特別利益	※2	—		3,536	
特別損失		1,435	0.46	2,329	0.81
動産不動産処分損		1,435		2,329	
税金等調整前当期純利益		32,387	10.42	30,883	10.82
法人税、住民税及び事業税		871	0.28	2,404	0.84
法人税等調整額		11,963	3.85	11,073	3.88
少数株主利益 (△は少数株主損失)		△299	△0.10	508	0.18
当期純利益		19,852	6.39	16,896	5.92

③【連結剰余金計算書】

		前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
連結剰余金期首残高		86,868	—
連結剰余金増加高		236	—
再評価差額金取崩に伴う 剰余金増加高		236	—
連結剰余金減少高		3,524	—
配当金		3,524	—
当期純利益		19,852	—
連結剰余金期末残高		103,433	—
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		—	146,277
資本剰余金増加高		—	4
増資による新株の発行		—	3
自己株式処分差益		—	0
資本剰余金減少高		—	0
連結子会社の減少に伴う 剰余金減少高		—	0
資本剰余金期末残高		—	146,281
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		—	103,433
利益剰余金増加高		—	17,229
当期純利益		—	16,896
土地再評価差額金の取崩 による増加高		—	333
利益剰余金減少高		—	7,049
配当金		—	7,049
利益剰余金期末残高		—	113,613

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		32,387	30,883
減価償却費		36,814	33,811
連結調整勘定償却額		113	△60
貸倒引当金の増加額		△5,277	△19,187
投資損失引当金の増加額		△70	—
債権売却損失引当金の増加額		△8,397	△12,479
偶発損失引当金の増加額		422	△10
退職給付引当金の増加額		△110	△1
資金運用収益		△193,838	△177,655
資金調達費用		30,578	15,270
有価証券関係損益 (△)		12,959	30,989
為替差損益 (△)		△2,176	3,490
動産不動産処分損益 (△)		1,335	948
特定取引資産の純増 (△) 減		66,395	△20,218
特定取引負債の純増減 (△)		△519	△519
貸出金の純増 (△) 減		126,670	△230,127
預金の純増減 (△)		229,067	264,717
譲渡性預金の純増減 (△)		△109,420	△23,662
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)		△39,653	△19,222
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減		11,281	24,196
コールローン等の純増 (△) 減		147,280	780
債券借入取引担保金の純増 (△) 減		△69,316	—
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減		—	69,316
コールマネー等の純増減 (△)		△130,811	△1,497
外国為替 (資産) の純増 (△) 減		△2,625	2,711
外国為替 (負債) の純増減 (△)		△79	68
資金運用による収入		208,413	196,359
資金調達による支出		△36,646	△18,499
その他		15,945	△106,211
小計		320,723	44,189
法人税等の支払額		△1,012	△1,210
営業活動によるキャッシュ・フロー		319,711	42,979
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△769,562	△2,291,322
有価証券の売却による収入		929,262	1,420,689
有価証券の償還による収入		292,712	271,594
動産不動産の取得による支出		△23,503	△22,867
動産不動産の売却による収入		3,180	4,825
投資活動によるキャッシュ・フロー		432,088	△617,079
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入金の返済による支出		△6,000	—
劣後特約付社債・転換社債の発行による収入		85,000	—
劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出		—	△9,997
株式の発行による収入		—	7
配当金支払額		△3,524	△7,049
少数株主への配当金支払額		△20	△140
自己株式の取得による支出		△100	△282
自己株式の売却による収入		152	50
財務活動によるキャッシュ・フロー		75,507	△17,411
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		30	△33
V 現金及び現金同等物の増加額		827,337	△591,544
VI 現金及び現金同等物の期首残高		241,759	1,069,096
VII 現金及び現金同等物の期末残高	※ 1	1,069,096	477,551

次へ

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 15社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、Yokohama Finance (Europe) S.A. は清算により当連結会計年度より除外しております。 (2) 非連結子会社 2社 主要な会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 12社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 浜銀システムサービス株式会社および株式会社はまぎんジェーシービーは清算により、共益地所株式会社は保有株式を売却したことにより、当連結会計年度より除外しております。 なお、共益地所株式会社は、損益計算書のみを連結しております。 (2) 非連結子会社 5社 主要な会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社は該当ありません。 なお、横浜商事株式会社は、事業縮小にともない連結財務諸表に対する重要性が低下したため、当連結会計年度より除外しております。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 2社 主要な会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. (4) 持分法非適用の関連会社 5社 主要な会社名 横浜ビルシステム株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社は該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 5社 主要な会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. (4) 持分法非適用の関連会社は該当ありません。 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 2社 3月末日 13社 (2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 2社 3月末日 10社 (2) 同左

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 同左

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	連結子会社のうち浜銀ファイナンス株式会社の保有するリース資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっており、その他の連結子会社の動産不動産については、主として定率法を採用しております。 ② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。	② ソフトウェア 同左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権以外の債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法。以下、「DCF法」という）により引当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は216,902百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は217,976百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理 (追加情報) 当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、平成15年3月1日にその代行部分について厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。 これに伴い、当行は「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第47－2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分にかかる退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。なお、当連結会計年度末における返還相当額は28,833百万円であります。
	(7) 債権売却損失引当金の計上基準 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(7) 債権売却損失引当金の計上基準 同左

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	(8) 偶発損失引当金の計上基準 債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているものについて、将来発生する可能性の高い偶発損失を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	
	(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、証券取引責任準備金0百万円であり、次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(8) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、証券取引責任準備金0百万円であり、次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 同左
	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当連結会計年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。 なお、当連結会計年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により処理しております。 また、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(11) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(10) リース取引の処理方法 同左
	(12) 重要なヘッジ会計の方法 当行のヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。 連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。	(11) 重要なヘッジ会計の方法 当行のヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。 連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用し

ております。

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	(13) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税 及び地方消費税の会計処理は、税抜 方式によっております。	(12) 消費税等の会計処理 同左
		(13) その他連結財務諸表作成のための 重要な事項 ① 自己株式及び法定準備金の取崩 等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取 崩等に関する会計基準」(企業会 計基準第1号)が平成14年4月1 日以後に適用されることになった ことに伴い、当連結会計年度から 同会計基準を適用しております。 これによる影響は軽微でありま す。 なお、連結財務諸表規則および 銀行法施行規則の改正により、当 連結会計年度における連結貸借対 照表の資本の部および連結剰余金 計算書については、改正後の連結 財務諸表規則および銀行法施行規 則により作成しております。 ② 1株当たり当期純利益に関する 会計基準 「1株当たり当期純利益に関す る会計基準」(企業会計基準第2 号)および「1株当たり当期純利 益に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第4号) が平成14年4月1日以後開始する 連結会計年度に係る連結財務諸表 から適用されることになったこと に伴い、当連結会計年度から同会 計基準及び適用指針を適用してお ります。これによる影響について は、「1株当たり情報」に記載し ております。
5. 連結子会社の資産及び 負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価に ついては、全面時価評価法を採用して おります。	同左
6. 連結調整勘定の償却に 関する事項	連結調整勘定の償却については、5 年間の均等償却を行っております。	同左
7. 利益処分項目等の取扱 いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間 において確定した利益処分に基づいて 作成しております。	同左
8. 連結キャッシュ・フロ ー計算書における資金の 範囲	連結キャッシュ・フロー計算書にお ける資金の範囲は、連結貸借対照表上 の「現金預け金」のうち現金及び日本 銀行への預け金であります。	同左

次へ

会計方針の変更

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	市場価格のある株式の配当金については、従来配当金の支払を受けた日の属する連結会計年度に収益計上しておりましたが、当連結会計年度から、各銘柄の配当落ち日（配当権利付き最終売買日の翌日）をもって、前回の配当実績又は公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当金を見積もり計上する方法に変更いたしました。この変更は、市場価格のある株式に係る受取配当金を、時価評価する連結会計年度と同一の連結会計年度で認識し配当落ちによる時価の下落の影響を相殺させることにより、当該株式を保有することによる連結貸借対照表価額をより合理的に算定するために行ったものであります。 この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,436百万円増加しております。

表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	(連結貸借対照表関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成15年内閣府令第47号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前連結会計年度において区分掲記していた「転換社債」は、当連結会計年度から「新株予約権付社債」に含めて表示しております。
	(連結損益計算書関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成15年内閣府令第47号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前連結会計年度において「資金調達費用」中「その他の支払利息」、または「資金運用収益」中「その他の受入利息」に含めて表示していた現金担保付債券貸借取引に係る受払利息は、当連結会計年度から、それぞれ同「債券貸借取引支払利息」、または同「債券貸借取引受入利息」として表示しております。
	(連結キャッシュ・フロー計算書関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成15年内閣府令第47号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前連結会計年度における「債券借入取引担保金の純増(△)減」は、当連結会計年度から「債券貸借取引支払保証金の純増(△)減」として記載しております。

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
(外貨建取引等会計基準) 当行は、従来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を適用しておりましたが、当連結会計年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ24百万円増加しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。 異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、債権元本相当額および債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。	

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
東京都にかかる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年4月1日東京都条例第145号）（以下都条例）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金532百万円及び損害賠償金100百万円の請求を認める判決を言い渡しましたが、3月29日、東京都は、判決を不服として、東京高等裁判所に控訴しております。 このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、前連結会計年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、前連結会計年度が626百万円、当連結会計年度が522百万円をその他経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益はそれぞれ同額減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は1,571百万円減少いたしました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、259百万円減少し、「再評価差額金」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ259百万円、127百万円増加しております。 また、大阪府にかかる事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年6月9日大阪府条例131号）（以下府条例）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成14年4月4日、当行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。	東京都にかかる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年東京都条例第145号）（以下都条例）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金532百万円及び損害賠償金100百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、当行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金1,054百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、当行を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。 このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、前連結会計年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、当連結会計年度は472百万円をその他の経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益は同額減少しております。また、所得が課税標準である場合に比べ、「法人税、住民税及び事業税」が当連結会計年度は80百万円減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は1,460百万円減少いたしました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、245百万円減少し、「土地再評価差額金」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ245百万円、149百万円増加しております。

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
このように当行は府条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、大阪府に係る事業税を府条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では東京都と同様の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、大阪府にかかる事業税については、24百万円をその他経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益は同額減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は71百万円減少いたしました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、11百万円減少し、「再評価差額金」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ11百万円、5百万円増加しております。 なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下改正府条例)が施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例が平成14年4月1日以後開始する連結会計年度より適用されることとなりました。これにより、当連結会計年度に係る大阪府に対する事業税については、改正府条例附則2の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例ならびに改正府条例を合憲・適法なものとしたということではありません。	また、大阪府にかかる事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成14年4月4日に、当行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下平成14年改正府条例)が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年大阪府条例第14号)(以下平成15年改正府条例)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する連結会計年度より適用されることとなりました。これにより、当連結会計年度にかかる大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則2の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正府条例を合憲・適法なものとしたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は71百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、12百万円減少し、「土地再評価差額金」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ12百万円、7百万円増加しております。

次へ

注記事項
(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成14年3月31日)	当連結会計年度 (平成15年3月31日)
※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式406百万円を含んでおります。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は28,270百万円、延滞債権額は311,160百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は13,131百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は136,070百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、488,633百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、122,971百万円であります。	※1. 有価証券には、非連結子会社の株式386百万円を含んでおります。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は15,250百万円、延滞債権額は244,736百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は15,255百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は119,017百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、394,259百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、96,722百万円であります。

前連結会計年度 (平成14年3月31日)	当連結会計年度 (平成15年3月31日)																								
※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>担保に供している資産</td><td></td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>132,222百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>12,299百万円</td></tr> <tr> <td>その他資産（保管有価証券等）</td><td>65,700百万円</td></tr> </table> <table> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr> <td>預金</td><td>40,316百万円</td></tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td><td>1,590百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券110,389百万円を差し入れております。 また、借入金4,250百万円に対して、未経過リース期間に係るリース契約債権8,057百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は9,877百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は13百万円及び債券借入取引担保金は69,316百万円であります。 ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,093,562百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが609,618百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は16,706百万円、繰延ヘッジ利益の総額は9,119百万円であります。	担保に供している資産		有価証券	132,222百万円	貸出金	12,299百万円	その他資産（保管有価証券等）	65,700百万円	担保資産に対応する債務		預金	40,316百万円	コールマネー及び売渡手形	1,590百万円	※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>担保に供している資産</td><td></td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>540,385百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>41,639百万円</td></tr> </table> <table> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr> <td>預金</td><td>54,083百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券140,914百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は10,087百万円であります。 ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、926,712百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが439,344百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は9,599百万円、繰延ヘッジ利益の総額は5,972百万円であります。	担保に供している資産		有価証券	540,385百万円	貸出金	41,639百万円	担保資産に対応する債務		預金	54,083百万円
担保に供している資産																									
有価証券	132,222百万円																								
貸出金	12,299百万円																								
その他資産（保管有価証券等）	65,700百万円																								
担保資産に対応する債務																									
預金	40,316百万円																								
コールマネー及び売渡手形	1,590百万円																								
担保に供している資産																									
有価証券	540,385百万円																								
貸出金	41,639百万円																								
担保資産に対応する債務																									
預金	54,083百万円																								

前連結会計年度 (平成14年3月31日)	当連結会計年度 (平成15年3月31日)
※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 26,657百万円 ※11. 動産不動産の減価償却累計額 262,132百万円 ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 159,000百万円が含まれております。 ※13. 社債は、劣後特約付社債55,997百万円であります。 _____ _____	※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 36,377百万円 ※11. 動産不動産の減価償却累計額 254,973百万円 ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 159,000百万円が含まれております。 ※13. 社債は、劣後特約付社債45,999百万円であります。 ※14. 当行の発行済株式の総数 普通株式 1,138,644千株 優先株式 200,000千株 ※15. 連結会社が保有する当行の株式の数 普通株式 693千株

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
※1. その他の経常費用には、貸出金償却37,063百万円、株式等償却22,276百万円を含んでおります。 _____	※1. その他の経常費用には、貸出金償却41,022百万円、株式等償却33,871百万円を含んでおります。 ※2. その他の特別利益は、厚生年金基金代行部分返上益3,536百万円であります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成14年3月31日現在 現金預け金 1,109,666百万円 日本銀行以外への預け金 △40,569百万円 現金及び現金同等物 1,069,096百万円	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成15年3月31日現在 現金預け金 493,925百万円 日本銀行以外への預け金 △16,373百万円 現金及び現金同等物 477,551百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
(借手側)	(借手側)
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額
動産	動産
取得価額相当額 3,335百万円	取得価額相当額 133百万円
減価償却累計額相当額 1,381百万円	減価償却累計額相当額 102百万円
年度末残高相当額 1,953百万円	年度末残高相当額 30百万円
・未経過リース料年度末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当額
1年内 560百万円	1年内 15百万円
1年超 1,284百万円	1年超 13百万円
合計 1,845百万円	合計 28百万円
・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 747百万円	支払リース料 19百万円
減価償却費相当額 583百万円	減価償却費相当額 17百万円
支払利息相当額 90百万円	支払利息相当額 1百万円
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存期間を零とする定額法によっております。	同左
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。	同左
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引
・未経過リース料	・未経過リース料
1年内 15百万円	1年内 7百万円
1年超 14百万円	1年超 5百万円
合計 30百万円	合計 12百万円

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																																
(貸手側)	(貸手側)																																
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																
・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高	・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高																																
<table><tr><td></td><td>動産 (百万円)</td><td>その他 (百万円)</td><td>合計 (百万円)</td></tr><tr><td>取得価額</td><td>122,533</td><td>20,580</td><td>143,113</td></tr><tr><td>減価償却累計額</td><td>60,921</td><td>11,029</td><td>71,951</td></tr><tr><td>年度末残高</td><td>61,611</td><td>9,550</td><td>71,161</td></tr></table>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額	122,533	20,580	143,113	減価償却累計額	60,921	11,029	71,951	年度末残高	61,611	9,550	71,161	<table><tr><td></td><td>動産 (百万円)</td><td>その他 (百万円)</td><td>合計 (百万円)</td></tr><tr><td>取得価額</td><td>113,768</td><td>18,410</td><td>132,178</td></tr><tr><td>減価償却累計額</td><td>56,404</td><td>9,735</td><td>66,139</td></tr><tr><td>年度末残高</td><td>57,364</td><td>8,674</td><td>66,038</td></tr></table>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額	113,768	18,410	132,178	減価償却累計額	56,404	9,735	66,139	年度末残高	57,364	8,674	66,038
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																														
取得価額	122,533	20,580	143,113																														
減価償却累計額	60,921	11,029	71,951																														
年度末残高	61,611	9,550	71,161																														
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																														
取得価額	113,768	18,410	132,178																														
減価償却累計額	56,404	9,735	66,139																														
年度末残高	57,364	8,674	66,038																														
・未経過リース料年度末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当額																																
<table><tr><td>1年内</td><td>25,709百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>49,470百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>75,179百万円</td></tr></table>	1年内	25,709百万円	1年超	49,470百万円	合計	75,179百万円	<table><tr><td>1年内</td><td>23,247百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>42,775百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>66,023百万円</td></tr></table>	1年内	23,247百万円	1年超	42,775百万円	合計	66,023百万円																				
1年内	25,709百万円																																
1年超	49,470百万円																																
合計	75,179百万円																																
1年内	23,247百万円																																
1年超	42,775百万円																																
合計	66,023百万円																																
・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額																																
<table><tr><td>受取リース料</td><td>35,605百万円</td></tr><tr><td>減価償却費</td><td>23,958百万円</td></tr><tr><td>受取利息相当額</td><td>3,864百万円</td></tr></table>	受取リース料	35,605百万円	減価償却費	23,958百万円	受取利息相当額	3,864百万円	<table><tr><td>受取リース料</td><td>30,546百万円</td></tr><tr><td>減価償却費</td><td>21,751百万円</td></tr><tr><td>受取利息相当額</td><td>3,271百万円</td></tr></table>	受取リース料	30,546百万円	減価償却費	21,751百万円	受取利息相当額	3,271百万円																				
受取リース料	35,605百万円																																
減価償却費	23,958百万円																																
受取利息相当額	3,864百万円																																
受取リース料	30,546百万円																																
減価償却費	21,751百万円																																
受取利息相当額	3,271百万円																																
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法																																
リース料総額と見積残存価額との合計額から、リース物件の取得価額を控除した額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。	同左																																
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引																																
・未経過リース料	・未経過リース料																																
<table><tr><td>1年内</td><td>456百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>313百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>769百万円</td></tr></table>	1年内	456百万円	1年超	313百万円	合計	769百万円	<table><tr><td>1年内</td><td>82百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>184百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>266百万円</td></tr></table>	1年内	82百万円	1年超	184百万円	合計	266百万円																				
1年内	456百万円																																
1年超	313百万円																																
合計	769百万円																																
1年内	82百万円																																
1年超	184百万円																																
合計	266百万円																																

[次へ](#)

(有価証券関係)

I 前連結会計年度

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」の商品有価証券を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券 (平成14年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	前連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	47,716	△57

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成14年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	9,999	9,999	△0	—	0
地方債	—	—	—	—	—
社債	50	50	0	0	—
その他	—	—	—	—	—
合計	10,049	10,049	△0	0	0

(注) 1. 時価は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成14年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	261,264	226,966	△34,297	15,439	49,736
債券	572,491	580,251	7,760	7,860	100
国債	128,645	131,448	2,802	2,803	0
地方債	203,265	205,984	2,719	2,725	5
社債	240,579	242,817	2,237	2,331	93
その他	45,731	46,030	299	385	86
合計	879,487	853,249	△26,237	23,685	49,923

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 前連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について 21,305百万円 減損処理を行っております。
時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準については、時価の下落率のほか、債権管理目的上の対象会社の信用リスクに係る評価結果等を加味して設定しております。

4. 当該連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	222	234	11
その他	—	—	—
合計	222	234	11

(売却の理由) 社債の売却については、私募債の買入償却であります。

5. 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	921,635	25,811	14,286

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成14年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
地方公社債	29,113
事業債	39,135
非上場外国債券	4,453
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	15,188

7. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度中に、満期保有目的の債券 86百万円の保有目的を、債券の発行者の信用状態の著しい悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成14年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	135,092	467,314	28,321	20
国債	31,719	88,888	20,841	—
地方債	24,194	181,522	267	—
社債	79,178	196,903	7,213	20
その他	14,620	56,672	9,104	—
合計	149,713	523,986	37,426	20

[次へ](#)

Ⅱ 当連結会計年度

※ 1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成15年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	68,572	22

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成15年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	20,398	20,352	△45	62	107
その他	2,799	2,800	0	0	—
合計	23,198	23,153	△44	62	107

（注） 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成15年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計 上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	212,751	172,511	△40,240	8,257	48,498
債券	1,118,506	1,123,414	4,908	5,559	651
国債	519,786	520,937	1,151	1,275	124
地方債	290,747	293,117	2,369	2,561	191
短期社債	—	—	—	—	—
社債	307,971	309,359	1,387	1,722	335
その他	131,575	132,584	1,008	1,134	126
合計	1,462,832	1,428,509	△34,323	14,952	49,275

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したもののについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、32,277百万円（うち株式 32,277百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次の通り定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

4. 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	1,418,461	12,446	8,818

5. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成15年3月31日現在）

	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	
事業債	58,685
地方公社債	3,409
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	16,967

6. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券 99百万円の保有目的を、債券の発行者の信用状態の著しい悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成15年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	279,941	881,852	27,002	14,506
国債	109,792	409,589	1,068	487
地方債	44,215	237,845	8,775	2,280
短期社債	—	—	—	—
社債	125,934	234,416	17,158	11,737
その他	22,058	97,365	6,842	12,889
合計	302,000	979,218	33,844	27,395

[次へ](#)

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度末

金銭の信託につきましては、該当ありません。

II 当連結会計年度末

金銭の信託につきましては、該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成14年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△26,237
その他有価証券	△26,237
その他の金銭の信託	—
(△)連結損益計算書への評価損益計上額	—
(+)繰延税金資産	10,890
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△15,347
(△)少数株主持分相当額	595
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△15,943

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

II 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成15年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△34,322
その他有価証券	△34,322
その他の金銭の信託	—
(△)連結損益計算書への評価損益計上額	—
(+)繰延税金資産	13,878
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△20,443
(△)少数株主持分相当額	△95
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△20,348

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

次へ

I 前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行及び一部の連結子会社を取り扱っているデリバティブ取引の種類は、以下のとおりです。

- ・金利関連取引：金利先物取引、金利先渡し取引、金利スワップ取引、金利オプション取引
- ・通貨関連取引：通貨スワップ取引、為替予約取引、通貨オプション取引
- ・株式関連取引：株式指数先物取引
- ・債券関連取引：債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引

(2) 取引に対する取組方針と利用目的

当行及び一部の連結子会社は、①お客さまの多様化する運用・調達ニーズにお応えし、各種のリスクヘッジ手段を提供するため、②当行及び一部の連結子会社の資産・負債構造の管理（ALM）や相場変動リスク等のヘッジ目的のため、③当行及び一部の連結子会社の収益増強のため、デリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。しかしながら、デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、当行及び一部の連結子会社の体力やリスク管理体制の範囲内でマネージ可能なリスク量となるよう心掛けております。なお、ヘッジ目的で取組んだデリバティブ取引については、「金融商品会計に関する実務指針」（以下、「実務指針」という）等に準拠した行内規程類と行内ヘッジ方針に基づいて、「ヘッジ会計」を採用しております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりです。

- ・ヘッジ対象：預金・貸出金、社債、有価証券、借入金等
- ・ヘッジ手段：金利スワップ等

ヘッジの有効性の評価方法は、いわゆる「マクロヘッジ」については「リスク調整アプローチ」、その他については実務指針等に定められた事前・事後要件を充足していることを検証しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引には他の市場性取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、リーガルリスク等があります。また、お客さまの多様なニーズとそれに応える金融技術の高度化を背景に、デリバティブ取引の取扱はより広範になり、取引も複雑化しております。したがって、取引に係るリスク量、取引相手の信用リスク等の迅速かつ正確な把握と管理が必要との認識のもと、リスク管理体制の整備を心掛けております。

デリバティブに係るリスクの中で、当行及び一部の連結子会社が重点的に管理しておりますのは、以下の2つのリスクであります。

- ・市場リスク：金利・為替等の市場の変動によって損失が発生するリスク
 - ・信用リスク：取引相手が支払不能になることにより、市場で同じ取引を再構築するためのコストが発生するリスク
- なお、平成14年3月末における当行及び一部の連結子会社の与信相当額は、338億円であります。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当行及び一部の連結子会社は、統合されたリスク管理の観点から、リスクの分散とリスクに見合ったリターンの確保を心掛け、グローバル・スタンダードに照らして十分な水準のリスク管理を目指しております。

デリバティブ取引の市場リスクと信用リスクは、経営管理部が管理しております。経営管理部は当行及び一部の連結子会社の市場リスク・信用リスクに関して総合的な管理を目指しております。

当行では、経営管理部の一部がミドルオフィスとしてフロントオフィス（実際に取引を行なう金融市場部）の近くに常駐し、日常的管理を行なっております。なお、ミドルオフィスのフロントオフィスからの独立性を担保するため、フロントオフィス（金融市場部）・ミドルオフィス（経営管理部）・バックオフィス（事務統括部）を組織的に完全に分離した体制としております。

当行のデリバティブ取引の市場リスクは、金利・通貨・債券等の取引の市場リスクと合算して管理しております。半期ごとに経営会議で決定される当行全体の損失許容限度額やポジション枠をもとに、取引あるいは商品ごとの損失許容限度額やポジション枠を設定しております。ミドルオフィスは、損失許容限度額等の遵守状況を日々管理するとともに、バリューアットリスク、ベイスンポイントバリュー等のリスク量の計測を行なっております。また、当行の市場リスクの状況は、経営管理部がとりまとめ、頭取が召集するALM会議（毎月開催）に報告しております。

当行のデリバティブ取引の信用リスクは、他のオフバランス取引やオンバランス取引の信用リスクと合算して管理しております。デリバティブ取引の信用リスクに係る決裁権限はフロントオフィスから完全に分離されており、すべての与信判断は融資所管部が行っております。デリバティブ取引に係る信用リスク相当額については、ミドルオフィスが日次（オリジナル・エクスポートジャー方式）、月次（カレント・エクスポートジャー方式）で計測しております。また、当行の信用リスクの状況は、経営管理部がとりまとめ、頭取が召集する与信ポートフォリオ会議（四半期ごと開催）に報告しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成14年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	6,400	3,146	14	14
	買建	6,357	6,357	△22	△22
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	279,550	161,137	6,264	6,264
	受取変動・支払固定	233,401	160,640	△5,411	△5,411
	受取変動・支払変動	4,083	2,083	△0	△0
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	80,728	79,908	△259	990
	買建	12,140	11,936	25	△136
	合計	—	—	611	1,700

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. その他は、キャップ取引であります。

(2) 通貨関連取引（平成14年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	34,587	34,092	20	20
	為替予約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	20	20

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注3. の取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨スワップ	297,307	1,884	1,884

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等（百万円）
取引所	通貨先物	
	売建	—
	買建	—
	通貨オプション	
	売建	—
店頭	買建	—
	為替予約	
	売建	31,641
	買建	24,443
	通貨オプション	
	売建	60,688
	買建	50,618
	その他	
	売建	—
	買建	—

(3) 株式関連取引

株式関連取引につきましては該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成14年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち1年 超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益 （百万円）
取引所	債券先物				
	売建	2,745	—	△14	△14
	買建	—	—	—	—
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	債券店頭オプション				
	売建	10,000	—	△113	△9
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△128	△23

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算出しております。

(5) 商品関連取引

商品関連取引につきましては該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

クレジットデリバティブ取引につきましては該当ありません。

次へ

II 当連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行及び一部の連結子会社を取り扱っているデリバティブ取引の種類は、以下のとおりです。

- ・金利関連取引：金利先物取引、金利先渡し取引、金利スワップ取引、金利オプション取引
- ・通貨関連取引：通貨スワップ取引、為替先物予約取引、通貨オプション取引
- ・債券関連取引：債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引

(2) 取引に対する取組方針と利用目的

当行及び一部の連結子会社は、①お客さまの多様化する運用・調達ニーズにお応えし、各種のリスクヘッジ手段を提供するため、②当行及び一部の連結子会社の資産・負債構造の管理（ALM）や相場変動リスク等のヘッジ目的のため、③当行及び連結子会社の収益増強のため、デリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。しかしながら、デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、当行及び一部の連結子会社の体力やリスク管理体制の範囲内でコントロール可能なリスク量となるよう心掛けております。なお、ヘッジ目的で取組んだデリバティブ取引については、「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」（以下、「実務指針」という）等に準拠した行内規程類と行内ヘッジ方針に基づいて、「ヘッジ会計」を採用しております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりです。

- ・ヘッジ対象：預金・貸出金、社債、有価証券、借入金等
- ・ヘッジ手段：金利スワップ等

ヘッジの有効性の評価方法は、いわゆる「マクロヘッジ」については「リスク調整アプローチ」、その他については実務指針等に定められた事前・事後要件を充足していることを検証しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引には他の市場性取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、リーガルリスク等があります。また、お客さまの多様なニーズとそれに応える金融技術の高度化を背景に、デリバティブ取引の取扱はより広範になり、取引も複雑化しております。したがって、取引に係るリスク量、取引相手の信用リスク等の迅速かつ正確な把握と管理が必要との認識のもと、リスク管理体制の整備を心掛けております。

デリバティブに係るリスクの中で、当行及び連結子会社が重点的に管理しておりますのは、以下の2つのリスクであります。

- ・市場リスク：金利・為替等の市場の変動によって損失が発生するリスク
 - ・信用リスク：取引相手が支払不能になることにより、市場で同じ取引を再構築するためのコストが発生するリスク
- なお、平成15年3月末における当行及び一部の連結子会社の与信相当額は、251億円であります。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当行及び一部の連結子会社は、統合されたリスク管理の観点から、リスクの分散とリスクに見合ったリターンの確保を心掛け、グローバル・スタンダードに照らして十分な水準のリスク管理を目指しております。

デリバティブ取引の市場リスクと信用リスクは、経営管理部が管理しております。経営管理部は当行及び連結子会社の市場リスク・信用リスクに関して統合的な管理を目指しております。

当行では、経営管理部の一部がミドルオフィスとしてフロントオフィス（実際に取引を行なう金融市場部）から分離した体制下で、日常的管理を行っております。

当行のデリバティブ取引の市場リスクは、金利・通貨・債券等の取引の市場リスクと合算して管理しております。半期ごとに経営会議で決定される取引あるいは商品ごとの損失許容限度額やポジション枠を設定しております。ミドルオフィスは、損失許容限度額等の遵守状況を日々管理するとともに、バリュアットリスク、ベイスンポイントバリュア等のリスク量の計測を行っております。また、当行の市場リスクの状況は、経営管理部がとりまとめ、頭取が召集するALM会議（毎月開催）に報告しております。

当行のデリバティブ取引の信用リスクは、他のオフバランス取引やオンバランス取引の信用リスクと合算して管理しております。デリバティブ取引の信用リスクに係る決裁権限はフロントオフィスから完全に分離されており、すべての与信判断は融資所管部が行っております。デリバティブ取引に係る信用リスク相当額については、ミドルオフィスが日次（オリジナル・エクスポージャー方式）、月次（カレント・エクスポージャー方式）で計測しております。また、当行の信用リスクの状況は、経営管理部がとりまとめ、頭取が召集する与信ポートフォリオ会議（四半期ごと開催）に報告しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	267,940	199,165	4,947	4,947
	受取変動・支払固定	231,140	191,797	△4,743	△4,743
	受取変動・支払変動	2,025	19	△0	△0
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	94,951	76,690	△69	1,268
	買建	11,924	6,720	3	△156
	合計	—	—	138	1,315

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. その他はキャップ取引であります。

(2) 通貨関連取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	32,298	14,024	14	14
	為替予約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	14	14

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注3. の取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨スワップ	136,524	1,345	1,345

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等（百万円）
取引所	通貨先物	
	売建	—
	買建	—
	通貨オプション	
	売建	—
店頭	買建	—
	為替予約	
	売建	13,681
	買建	11,631
	通貨オプション	
	売建	17,447
	買建	21,046
	その他	
	売建	—
	買建	—

(3) 株式関連取引

株式関連取引につきましては該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち1年 超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益 （百万円）
取引所	債券先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	債券先物オプション				
	売建	4,700	—	△3	△0
店頭	買建	3,000	—	4	△0
	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	0	△0

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引

商品関連取引につきましては該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

クレジットデリバティブ取引につきましては該当ありません。

次へ

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、一部の連結子会社は退職一時金制度を設けております。連結子会社のうち一社は確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。

また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、当行は退職給付信託を設定しております。

当行は昭和46年4月1日より厚生年金基金制度を採用しており、従来の退職一時金制度に上積みするとともに、その一部を移行しております。

当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、平成15年3月1日にその代行部分について厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成14年3月31日)	当連結会計年度 (平成15年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	△117,512	△77,680
年金資産 (B)	87,557	47,561
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△29,955	△30,118
未認識数理計算上の差異 (D)	46,004	52,028
未認識過去勤務債務 (E)	—	—
連結貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	16,049	21,910
前払年金費用 (G)	16,121	21,978
退職給付引当金 (F) - (G)	△71	△68

(注) 1. 前連結会計年度は、厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

2. 当連結会計年度は、厚生年金基金の代行部分返上に関し、当行は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分にかかる退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。なお、当連結会計年度末における返還相当額は28,833百万円であります。

3. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

4. 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成14年3月31日)	当連結会計年度 (平成15年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用(注)1, 3	2,315	2,269
利息費用	3,754	3,405
期待運用収益	△3,387	△2,914
過去勤務債務の費用の減額処理額(注)2	△3,176	—
数理計算上の差異の費用処理額	1,679	3,086
厚生年金基金代行部分返上益	—	△3,536
その他(臨時に支払った割増退職金等)	4,406	3,441
退職給付費用	<u>5,591</u>	<u>5,751</u>

(注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

2. 平成12年度に、当行において厚生年金基金加算部分に係る給付水準の引き下げについての規約改正が行われたことに伴い発生した過去勤務債務(債務の減額)に係る費用の減額処理額であります。

3. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成14年3月31日)	当連結会計年度 (平成15年3月31日)
(1) 割引率	3.0%	2.5%
(2) 期待運用収益率	4.5%	4.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	2年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	———
(5) 数理計算上の差異の処理年数	15年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている)	同左

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																																								
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td>101,356百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券償却</td><td>12,362百万円</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>11,491百万円</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>8,570百万円</td></tr> <tr> <td>債権売却損失引当金</td><td>5,932百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>16,333百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>156,046百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>退職給付信託設定益益金不算入</td><td>△6,927百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△1,778百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>△8,705百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>147,340百万円</td></tr> </table>	貸倒引当金損金算入限度超過額	101,356百万円	有価証券償却	12,362百万円	その他有価証券評価差額金	11,491百万円	繰越欠損金	8,570百万円	債権売却損失引当金	5,932百万円	その他	16,333百万円	繰延税金資産合計	156,046百万円	退職給付信託設定益益金不算入	△6,927百万円	その他	△1,778百万円	繰延税金負債合計	△8,705百万円	繰延税金資産の純額	147,340百万円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td>108,094百万円</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>13,878百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券償却</td><td>12,834百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>12,815百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>147,623百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>退職給付信託設定益益金不算入</td><td>△7,091百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△1,013百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>△8,104百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>139,518百万円</td></tr> </table>	貸倒引当金損金算入限度超過額	108,094百万円	その他有価証券評価差額金	13,878百万円	有価証券償却	12,834百万円	その他	12,815百万円	繰延税金資産合計	147,623百万円	退職給付信託設定益益金不算入	△7,091百万円	その他	△1,013百万円	繰延税金負債合計	△8,104百万円	繰延税金資産の純額	139,518百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	101,356百万円																																								
有価証券償却	12,362百万円																																								
その他有価証券評価差額金	11,491百万円																																								
繰越欠損金	8,570百万円																																								
債権売却損失引当金	5,932百万円																																								
その他	16,333百万円																																								
繰延税金資産合計	156,046百万円																																								
退職給付信託設定益益金不算入	△6,927百万円																																								
その他	△1,778百万円																																								
繰延税金負債合計	△8,705百万円																																								
繰延税金資産の純額	147,340百万円																																								
貸倒引当金損金算入限度超過額	108,094百万円																																								
その他有価証券評価差額金	13,878百万円																																								
有価証券償却	12,834百万円																																								
その他	12,815百万円																																								
繰延税金資産合計	147,623百万円																																								
退職給付信託設定益益金不算入	△7,091百万円																																								
その他	△1,013百万円																																								
繰延税金負債合計	△8,104百万円																																								
繰延税金資産の純額	139,518百万円																																								
2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の百分の五以下であるため、記載を省略しております。	2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>41.5%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>税率変更による連結会計年度末繰延税金資産の減額修正</td><td>6.8%</td></tr> <tr> <td>連結除外に伴う影響</td><td>△3.3%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△1.4%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>43.6%</td></tr> </table>	法定実効税率	41.5%	(調整)		税率変更による連結会計年度末繰延税金資産の減額修正	6.8%	連結除外に伴う影響	△3.3%	その他	△1.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.6%																												
法定実効税率	41.5%																																								
(調整)																																									
税率変更による連結会計年度末繰延税金資産の減額修正	6.8%																																								
連結除外に伴う影響	△3.3%																																								
その他	△1.4%																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.6%																																								
3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、当連結会計年度より前連結会計年度の41.3%から41.5%に変更しております。この変更により、繰延税金資産は442百万円増加し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額の金額は407百万円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債の金額は73百万円増加し、再評価差額金の金額は同額減少しております。	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」および「資本等の金額」に変更されることにより、当該課税標準の一部は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないことになります。 この変更に伴い、当行の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率は当連結会計年度の41.5%から40.4%となり、「繰延税金資産」は2,511百万円減少し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」は2,118百万円増加しております。「再評価に係る繰延税金負債」は613百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。また、「その他有価証券評価差額金」は376百万円増加しております。																																								

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日）

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	258,460	43,673	8,573	310,707	—	310,707
(2) セグメント間の内部経常収益	1,805	789	3,044	5,640	(5,640)	—
計	260,266	44,463	11,617	316,348	(5,640)	310,707
経常費用	226,303	44,049	12,659	283,012	(5,930)	277,081
経常利益（△は経常損失）	33,962	414	△1,041	33,335	(△290)	33,626
II 資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	10,652,170	190,452	182,209	11,024,832	(259,950)	10,764,882
減価償却費	8,053	28,482	278	36,814	—	36,814
資本的支出	6,070	23,511	835	30,417	—	30,417

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 事業区分は連結会社の事業の内容により区分しております。

3. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他……………保証、ベンチャーキャピタル、抵当証券、クレジットカード業等

4. 会計処理基準等の変更

(追加情報)に記載のとおり、当連結会計年度から「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「銀行業」について経常収益及び経常利益は24百万円増加しております。なお、「リース業」、「その他」については影響ありません。

当連結会計年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	236,608	38,579	10,244	285,432	—	285,432
(2) セグメント間の内部経常収益	2,042	383	3,545	5,970	(5,970)	—
計	238,651	38,962	13,790	291,403	(5,970)	285,432
経常費用	213,076	38,295	11,855	263,227	(4,950)	258,276
経常利益	25,574	667	1,934	28,176	(1,020)	27,156
II 資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	10,539,146	108,354	148,517	10,796,017	(123,220)	10,672,796
減価償却費	7,726	25,771	313	33,811	—	33,811
資本的支出	6,063	23,004	146	29,214	—	29,214

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 事業区分は連結会社の事業の内容により区分しております。

3. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業……銀行業
- (2) リース業……リース業
- (3) その他……保証、ベンチャーキャピタル、抵当証券等

4. 会計方針の変更

会計方針の変更に記載のとおり、市場価格のある株式の配当金については、従来配当金の支払を受けた日の属する連結会計年度に収益計上していましたが、当連結会計年度から、各銘柄の配当落ち日（配当権利付き最終売買日の翌日）をもって、前回の配当実績又は公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当金を見積もり計上する方法に変更いたしました。

この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、「銀行業」について経常収益及び経常利益はそれぞれ1,407百万円増加、「リース業」について経常収益及び経常利益はそれぞれ22百万円増加、「その他」について経常収益及び経常利益はそれぞれ5百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、前連結会計年度及び当連結会計年度の所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、前連結会計年度及び当連結会計年度の国際業務経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

- I 前連結会計年度（自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日）
関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。
- II 当連結会計年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）
関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	円	308.66	312.72
1株当たり当期純利益	円	16.24	13.64
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	15.15	11.57

(注) 1. 前連結会計年度の1株当たり純資産額は、期末連結純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数（「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く）で除して算出しております。

2. 前連結会計年度の1株当たり当期純利益は、連結当期純利益から当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数（「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く）で除して算出しております。

3. 当連結会計年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

なお、同会計基準及び適用指針を適用して算定した、前連結会計年度の1株当たり情報は次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1株当たり純資産額	円	307.34
1株当たり当期純利益	円	16.24
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	13.59

4. 当連結会計年度の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益	百万円	16,896
普通株主に帰属しない金額	百万円	1,360
利益処分による優先配当額	百万円	1,360
普通株式に係る当期純利益	百万円	15,536
普通株式の期中平均株式数	千株	1,138,219
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額	百万円	1,360
利益処分による優先配当額	百万円	1,360
普通株式増加数	千株	322,078
転換社債	千株	114,285
新株引受権	千株	65
非累積型配当優先株式	千株	207,727
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株引受権2種類（新株予約権の目的となる株式の総数2,993千株）及び新株予約権1種類（新株予約権の数1,473千株）。 なお、上記新株引受権及び新株予約権の概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	当行は、総合リース大手の住商リース株式会社の高度な専門性と機能を当行の連結子会社である浜銀ファイナンス株式会社を通じて地域のお客さまに提供するために、平成15年5月19日付で浜銀ファイナンス株式会社の株式の一部を住商リース株式会社に譲渡する契約を締結いたしました。これに伴い、浜銀ファイナンス株式会社は持分法適用関連会社となる予定であります。 1. 株式譲渡予定日 平成15年6月30日 2. 浜銀ファイナンス株式会社の主な事業内容 「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しております。 3. 譲渡する株式の数 180,000株 (子会社保有分を含む) 4. 譲渡後の議決権の所有割合 40% (うち子会社による間接所有の割合 20%)

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	第1回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成12年 4月26日	10,000	10,000	2.25	なし	平成22年 4月26日
	第2回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成12年 9月8日	10,000	10,000	2.00	なし	平成22年 9月8日
	第3回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成13年 5月24日	10,000	10,000	1.53	なし	平成23年 5月24日
	第4回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成13年 5月24日	5,000	5,000	1.08	なし	平成23年 5月24日
	第5回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成13年 6月27日	5,000	5,000	1.50	なし	平成23年 6月27日
	第6回期限前償還条項付無担保社債 (劣後特約付)	平成13年 9月13日	5,000	5,000	1.55	なし	平成23年 9月13日
	120%コールオプション条項付第4回無担保 転換社債 (転換価額下方修正条項および転換社債間 限定同順位特約付)	平成13年 11月16日	60,000	60,000	0.00	なし	平成16年 9月30日
Yokohama Finance Cayman Limited	連結子会社劣後特約付 社債※1	平成9年7月 ～ 平成12年11月	7,000	999	0.78	なし	平成22年 11月16日
	連結子会社劣後特約付 社債※2	平成9年 7月25日	3,997 (30,000 千円ドル)	—	—	—	—
合計		—	115,997	105,999	—	—	—

(注) 1. ※1のうち平成9年7月発行分については、平成14年7月31日に期限前償還を行っております。

2. ※2は平成14年7月25日に期限前償還を行っております。

3. 旧商法にもとづき発行された転換社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	転換請求期間	転換価額 (円)	発行株式	資本組入額 (円)
120%コールオプション条項付第4回無担保転換社債 (転換価額下方修正条項および転換社債間限定同順位特約付)	平成13年12月3日～ 平成16年9月29日	525	普通株式	263

4. 連結決算日後5年以内における償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額 (百万円)	—	60,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	241,210	221,987	2.13	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	241,210	221,987	2.13	平成15年4月 ～永久

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	4,631	37,490	4,284	9,607	6,452

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(2) 【その他】

該当ありません。

監査報告書

平成14年 6 月26日

株式会社横浜銀行

頭取 平澤 貞昭 殿

監査法人トーマツ

代表社員 公認会計士 佐藤 良二 印
関与社員

関与社員 公認会計士 岸野 勝 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第141期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の財務諸表が株式会社横浜銀行の平成14年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当行（有価証券報告書提出会社）が提出した有価証券報告書に綴り込まれた前事業年度の監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

独立監査人の監査報告書

平成15年 6 月26日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

代表社員 関与社員	公認会計士	吉田	洋	印
--------------	-------	----	---	---

関与社員	公認会計士	岸野	勝	印
------	-------	----	---	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第142期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成15年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度に市場価格のある株式の配当金に関する会計方針を配当金の支払いを受けた日の属する事業年度に収益計上する方法から、各銘柄の配当落ち日（配当権利付き最終売買日の翌日）をもって前回の配当実績又は公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当金を見積計上する方法に変更した。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成15年5月19日付で子会社である浜銀ファイナンス株式会社の株式の一部を住商リース株式会社に譲渡する契約を締結した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成14年3月31日)		当事業年度 (平成15年3月31日)	
		金額（百万円）	構成比 （%）	金額（百万円）	構成比 （%）
(資産の部)					
現金預け金		1,105,320	10.37	492,755	4.68
現金		139,382		172,864	
預け金		965,937		319,891	
コールローン		61,900	0.58	19,436	0.18
買入金銭債権		3,471	0.03	44,471	0.42
特定取引資産		52,310	0.49	72,529	0.69
商品有価証券		47,716		68,572	
商品有価証券派生商品		—		4	
特定金融派生商品		4,594		3,952	
有価証券	※1,7	931,526	8.74	1,486,036	14.11
国債		131,448		520,937	
地方債		205,984		293,117	
社債		282,090		388,555	
株式		231,600		184,351	
その他の証券		80,401		99,074	
貸出金	※2,3, 4,5,7,8	7,735,016	72.59	7,902,054	75.00
割引手形	※6	122,971		92,510	
手形貸付		685,828		610,610	
証書貸付		5,279,838		5,502,887	
当座貸越		1,646,377		1,696,045	
外国為替		10,294	0.10	7,582	0.07
外国他店預け		2,787		1,107	
買入外国為替	※6	4,362		4,212	
取立外国為替		3,143		2,262	
その他資産	※7	231,760	2.18	111,174	1.06
前払費用		18,752		23,754	
未収収益		19,438		15,431	
先物取引差入証拠金		13		—	
先物取引差金勘定		23		—	
保管有価証券等		65,700		—	
金融派生商品		12,343		8,101	
繰延ヘッジ損失	※9	7,569		3,618	
その他の資産		107,919		60,269	
動産不動産	※11, 12	141,070	1.33	137,249	1.30
土地建物動産	※10	130,402		126,885	
建設仮払金		56		167	
保証金権利金		10,611		10,195	
繰延税金資産		141,779	1.33	132,170	1.25
支払承諾見返		345,496	3.24	213,469	2.03
貸倒引当金		△104,733	△0.98	△83,324	△0.79
資産の部合計		10,655,212	100.00	10,535,608	100.00

		前事業年度 (平成14年3月31日)		当事業年度 (平成15年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※7	9,113,849	85.54	9,374,396	88.98
当座預金		491,325		660,026	
普通預金		4,058,629		4,632,025	
貯蓄預金		325,297		313,077	
通知預金		125,558		73,279	
定期預金		3,840,633		3,484,793	
その他の預金		272,404		211,193	
譲渡性預金		165,550	1.55	89,738	0.85
コールマネー	※7	1,773	0.02	276	0.00
特定取引負債		4,687	0.04	4,167	0.04
商品有価証券派生商品		14		3	
特定金融派生商品		4,673		4,163	
借入金	※13	205,460	1.93	195,109	1.85
借入金		205,460		195,109	
外国為替		82	0.00	151	0.00
外国他店預り		20		2	
売渡外国為替		36		128	
未払外国為替		25		20	
社債	※14	45,000	0.42	45,000	0.43
転換社債		60,000	0.56	—	—
新株予約権付社債		—	—	60,000	0.57
その他負債		223,861	2.10	77,064	0.73
未決済為替借		4,594		4,107	
未払法人税等		460		1,375	
未払費用		20,272		14,550	
前受収益		4,409		6,877	
先物取引差金勘定		—		0	
借入有価証券		65,700		—	
金融派生商品		19,994		11,986	
その他の負債		108,431		38,166	
債権売却損失引当金		14,295	0.14	1,815	0.02
偶発損失引当金		4,200	0.04	—	—
特別法上の引当金		0	0.00	0	0.00
証券取引責任準備金		0		0	
再評価に係る繰延税金負債	※10	23,369	0.22	22,536	0.21
支払承諾		345,496	3.24	213,469	2.03
負債の部合計		10,207,627	95.80	10,083,726	95.71

		前事業年度 (平成14年3月31日)		当事業年度 (平成15年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資本の部)					
資本金	※15	184,799	1.73	—	—
資本準備金		146,277	1.37	—	—
利益準備金		33,092	0.31	—	—
再評価差額金	※10	32,942	0.31	—	—
その他の剰余金		66,674	0.63	—	—
任意積立金		40,219		—	
動産不動産圧縮積立金		476		—	
別途積立金		39,743		—	
当期末処分利益		26,454		—	
その他有価証券評価差額金		△16,153	△0.15	—	—
自己株式		△48	△0.00	—	—
資本の部合計		447,585	4.20	—	—
資本金	※15	—	—	184,803	1.75
資本剰余金		—	—	146,281	1.39
資本準備金		—		146,281	
利益剰余金		—	—	108,219	1.03
利益準備金		—		34,512	
任意積立金		—		52,363	
動産不動産圧縮積立金		—		620	
別途積立金		—		51,743	
当期末処分利益		—		21,343	
土地再評価差額金	※10	—	—	33,206	0.31
その他有価証券評価差額金		—	—	△20,297	△0.19
自己株式	※16	—	—	△330	0.00
資本の部合計		—	—	451,881	4.29
負債及び資本の部合計		10,655,212	100.00	10,535,608	100.00

②【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		260,450	100.00	238,263	100.00
資金運用収益		194,669		178,551	
貸出金利息		164,667		156,585	
有価証券利息配当金		20,587		18,825	
コールローン利息		1,613		1,105	
債券貸借取引受入利息		—		0	
買入手形利息		1		1	
預け金利息		2,952		1,439	
その他の受入利息		4,846		593	
役務取引等収益		34,858		36,294	
受入為替手数料		12,119		11,998	
その他の役務収益		22,739		24,295	
特定取引収益		636		975	
商品有価証券収益		615		959	
その他の特定取引収益		20		16	
その他業務収益		14,675		14,889	
外国為替売買益		2,053		1,883	
国債等債券売却益		11,419		6,267	
国債等債券償還益		53		39	
金融派生商品収益		1,146		6,698	
その他の業務収益		1		1	
その他経常収益		15,610		7,551	
株式等売却益		13,409		5,229	
その他の経常収益		2,200		2,322	
経常費用		226,173	86.84	212,943	89.37
資金調達費用		29,056		14,561	
預金利息		14,393		4,156	
譲渡性預金利息		104		28	
コールマネー利息		78		9	
売現先利息		—		0	
債券貸借取引支払利息		—		3	
売渡手形利息		0		—	
借用金利息		4,720		4,221	
社債利息		700		785	
金利スワップ支払利息		6,948		3,974	
その他の支払利息		2,109		1,382	
役務取引等費用		8,987		10,162	
支払為替手数料		2,021		2,038	
その他の役務費用		6,965		8,123	
特定取引費用		6		157	
特定金融派生商品費用		6		157	
その他業務費用		4,239		10,906	
国債等債券売却損		1,945		7,002	
国債等債券償還損		2,273		3,831	
国債等債券償却		20		72	
その他の業務費用		0		—	

		前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
営業経費	※ 1	97,437		96,770	
その他経常費用		86,446		80,384	
貸倒引当金繰入額		13,170		3,737	
貸出金償却		33,016		37,245	
株式等売却損		12,108		1,545	
株式等償却		20,058		33,222	
その他の経常費用		8,091		4,633	
経常利益		34,277	13.16	25,320	10.63
特別利益		50	0.02	3,691	1.54
動産不動産処分益		46		123	
償却債権取立益		4		32	
金融先物取引責任準備金取崩額		0		—	
証券取引責任準備金取崩額		—		0	
その他の特別利益		—		3,536	
特別損失		1,393	0.54	935	0.39
動産不動産処分損		1,393		935	
税引前当期純利益		32,933	12.64	28,076	11.78
法人税、住民税及び事業税		99	0.04	1,216	0.51
法人税等調整額		12,372	4.75	11,688	4.90
当期純利益		20,461	7.85	15,171	6.37
前期繰越利益		5,756		5,838	
再評価差額金取崩額		236		—	
土地再評価差額金取崩額		—		333	
当期末処分利益		26,454		21,343	

③【利益処分計算書】

		前事業年度 (株主総会承認日 平成14年6月26日)	当事業年度 (株主総会承認日 平成15年6月26日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
当期末処分利益		26,454	21,343
任意積立金取崩額		3	148
動産不動産圧縮積立金取崩額		3	148
計		26,457	21,491
利益処分額		20,618	15,478
利益準備金		1,420	1,420
第一回優先株式配当金	(1株につき5円66銭)	792	(1株につき5円66銭) 792
第二回優先株式配当金	(1株につき9円46銭)	567	(1株につき9円46銭) 567
普通株式配当金	(1株につき5円00銭)	5,692	(1株につき5円00銭) 5,689
任意積立金		12,146	7,008
動産不動産圧縮積立金		146	8
別途積立金		12,000	7,000
次期繰越利益		5,838	6,013

次へ

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	同左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 同左 (2) ソフトウェア 同左
5. 繰延資産の処理方法	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。 外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）を適用しておりましたが、当事業年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）を適用しております。

	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		なお、当事業年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により処理しております。 また、先物為替取引等に係る円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。 異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。
7. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権以外の債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金と計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法。以下、「DCF法」という）により引当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基

	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は200,820百万円であります。	づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は204,822百万円であります。
	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。なお、当期末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため該当差額をその他資産に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌期から費用処理	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。なお、当期末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため該当差額をその他資産に計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌期から費用処理 (追加情報) 当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、平成15年3月1日にその代行部分について厚生労働大臣から将来支給義務免除の認可を受けました。 これに伴い、当行は「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第47－2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分にかかる退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。なお、当期末における返還相当額は28,833百万円であります。
	(3) 債権売却損失引当金 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(3) 債権売却損失引当金 同左
	(4) 偶発損失引当金 債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているものについて、将来発生する可能性の高い偶発損失を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	——
	(5) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(4) 証券取引責任準備金 同左
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左

	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
9. ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左
11. その他財務諸表作成のための重要な事項	—	(1) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第1号）が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。これによる影響は軽微であります。 なお、財務諸表等規則および銀行法施行規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則および銀行法施行規則により作成しております。 (2) 1株当たり当期純利益に関する会計基準 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
——	市場価格のある株式の配当金については、従来配当金の支払を受けた日の属する事業年度に収益計上しておりましたが、当事業年度から、各銘柄の配当落ち日（配当権利付き最終売買日の翌日）をもって、前回の配当実績又は公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当金を見積もり計上する方法に変更いたしました。この変更は、市場価格のある株式に係る受取配当金を、時価評価する事業年度と同一の事業年度で認識し配当落ちによる時価の下落の影響を相殺させることにより、当該株式を保有することによる貸借対照表価額をより合理的に算定するために行ったものであります。 この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,407百万円増加しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
——	(貸借対照表関係) 1. 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成15年内閣府令第47号）により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前事業年度において区分掲記していた「転換社債」は、当事業年度から「新株予約権付社債」に含めて表示しております。 2. 地方三公社（土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社）が発行する債券については、従来、「有価証券」中「その他の証券」で表示しておりましたが、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」（平成14年法律第65号）が本年1月6日に施行され、同日以降、証券取引法上の有価証券とされたことに伴い、当期からは「有価証券」中「社債」に含めて表示しております。この変更により、「その他の証券」は20,398百万円減少し、「社債」は同額増加しております。
——	(損益計算書関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成15年内閣府令第47号）により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前事業年度において「資金調達費用」中「その他の支払利息」、または「資金運用収益」中「その他の受入利息」に含めて表示していた現金担保付債券貸借取引に係る受払利息は、当事業年度から、それぞれ同「債券貸借取引支払利息」、または同「債券貸借取引受入利息」として表示しております。

追加情報

前事業年度 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
(外貨建取引等会計基準) 従来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年 4 月10 日)に基づき、「新外為経理基準」を適用しておりましたが、当期から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、有価証券は0 百万円減少し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ24 百万円増加しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。 異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。	——
東京都にかかる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年 4 月 1 日東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年 3 月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金532 百万円及び損害賠償金100 百万円の請求を認める判決を言い渡しましたが、3 月29日、東京都は、判決を不服として、東京高等裁判所に控訴しております。 このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当期における会計処理についても、前期と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、前期が626 百万円、当期が522 百万円をその他の経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益はそれぞれ同額減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は1,571 百万円減少いたしました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、259 百万円減少し、「再評価差額金」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ259 百万円、127 百万円増加しております。 また、大阪府にかかる事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年 6 月 9 日大阪府条例131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成14年 4 月 4 日、当行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。	東京都にかかる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年 3 月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金532 百万円及び損害賠償金100 百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年 3 月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年 4 月 9 日、当行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年 1 月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金1,054 百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年 2 月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、当行を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。 このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当期における会計処理についても、前期と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、当期は472 百万円をその他の経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益は同額減少しております。また、所得が課税標準である場合に比べ、「法人税、住民税及び事業税」が当期は80 百万円減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は1,460 百万円減少いたしました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、245 百万円減少し、「土地再評価差額金」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ245 百万円、149 百万円増加しております。

前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
このように当行は府条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当期における会計処理についても、大阪府に係る事業税を府条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では東京都と同様の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、大阪府にかかる事業税については、24百万円をその他の経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益は同額減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は71百万円減少いたしました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、11百万円減少し、「再評価差額金」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ11百万円、5百万円増加しております。 なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下改正府条例)が施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例が平成14年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当期に係る大阪府に対する事業税については、改正府条例附則2の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例ならびに改正府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。	また、大阪府にかかる事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成14年4月4日に、当行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下平成14年改正府条例)が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年大阪府条例第14号)(以下平成15年改正府条例)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当事業年度にかかる大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則2の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は71百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、12百万円減少し、「土地再評価差額金」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ12百万円、7百万円増加しております。
自己株式は、従来、資産の部の「自己株式」に計上しておりましたが、財務諸表等規則及び銀行法施行規則が改正されたことに伴い、当事業年度から資本の部の末尾に「自己株式」を設けて資本から控除する方法により表示しております。この方法により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部及び資本の部はそれぞれ48百万円減少しております。	——

次へ

注記事項
(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成14年3月31日)	当事業年度 (平成15年3月31日)
※1. 子会社の株式総額 292百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は27,645百万円、延滞債権額は302,155百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は12,953百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は131,782百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は474,536百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、122,971百万円であります。	※1. 子会社の株式総額 292百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は14,953百万円、延滞債権額は259,566百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は15,190百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は111,521百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は401,231百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、96,722百万円であります。

前事業年度 (平成14年3月31日)	当事業年度 (平成15年3月31日)																								
※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>132,222百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>12,299百万円</td></tr> <tr> <td>その他資産（保管有価証券等）</td><td>65,700百万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr> <td>預金</td><td>40,316百万円</td></tr> <tr> <td>コールマネー</td><td>1,590百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券110,389百万円を差し入れております。なお、その他資産のうち、債券借入取引担保金は69,316百万円であります。 ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,124,457百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが640,513百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は16,688百万円、繰延ヘッジ利益の総額は9,119百万円であります。	担保に供している資産		有価証券	132,222百万円	貸出金	12,299百万円	その他資産（保管有価証券等）	65,700百万円	担保資産に対応する債務		預金	40,316百万円	コールマネー	1,590百万円	※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>540,385百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>41,639百万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr> <td>預金</td><td>54,083百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券140,914百万円を差し入れております。 ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,018,306百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが530,938百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は9,590百万円、繰延ヘッジ利益の総額は5,972百万円であります。	担保に供している資産		有価証券	540,385百万円	貸出金	41,639百万円	担保資産に対応する債務		預金	54,083百万円
担保に供している資産																									
有価証券	132,222百万円																								
貸出金	12,299百万円																								
その他資産（保管有価証券等）	65,700百万円																								
担保資産に対応する債務																									
預金	40,316百万円																								
コールマネー	1,590百万円																								
担保に供している資産																									
有価証券	540,385百万円																								
貸出金	41,639百万円																								
担保資産に対応する債務																									
預金	54,083百万円																								

前事業年度 (平成14年3月31日)	当事業年度 (平成15年3月31日)
※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 26,657百万円 ※11. 動産不動産の減価償却累計額 98,496百万円 ※12. 動産不動産の圧縮記帳額 108,496百万円 (当期圧縮記帳額 一百万円) ※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 169,997百万円が含まれております。 ※14. 社債は、劣後特約付社債45,000百万円であります。 ※15. 会社が発行する株式の総数 普通株式 2,600,000千株 優先株式 400,000千株 ただし、当行の定款の定めるところにより、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずることとなっております。 発行済株式の総数 普通株式 1,138,624千株 優先株式 200,000千株	※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 36,377百万円 ※11. 動産不動産の減価償却累計額 100,239百万円 ※12. 動産不動産の圧縮記帳額 108,496百万円 (当期圧縮記帳額 一百万円) ※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 160,000百万円が含まれております。 ※14. 社債は、劣後特約付社債45,000百万円であります。 ※15. 会社が発行する株式の総数 普通株式 2,600,000千株 優先株式 400,000千株 ただし、当行の定款の定めるところにより、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずることとなっております。 発行済株式の総数 普通株式 1,138,644千株 優先株式 200,000千株

前事業年度 (平成14年3月31日)	当事業年度 (平成15年3月31日)
17. 旧商法第280条ノ19第1項に規定する、取締役及び使用人に付与している新株引受権（商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）附則第6条の規定に基づき、この法律の施行後もなお従前の例によることとされている新株の引受権）の内容は次のとおりであります。 株主総会の特別決議日 平成11年6月25日 対象となる株式の種類 普通株式 対象となる株式の総数 310千株 新株の発行価格（行使価額） 369円 株主総会の特別決議日 平成12年6月28日 対象となる株式の種類 普通株式 対象となる株式の総数 1,504千株 新株の発行価格（行使価額） 498円 株主総会の特別決議日 平成13年6月27日 対象となる株式の種類 普通株式 対象となる株式の総数 1,489千株 新株の発行価格（行使価額） 502円 18. 配当制限 当行の定款の定めるところにより、平成11年3月31日発行の第一回優先株式所有の株主及び第二回優先株式所有の株主に対しては、優先配当金（1株につき年37円50銭）を超えて配当することはありません。	※16. 会社が保有する自己株式の数 普通株式 693千株 17. 商法第280条ノ19第1項に規定する新株予約権（商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）附則第6条の規定に基づき、この法律の施行後もなお従前の例によることとされている、取締役及び使用人に付与している新株引受権を含む）の内容は次のとおりであります。 株主総会の特別決議日 平成11年6月25日 対象となる株式の種類 普通株式 対象となる株式の総数 290千株 新株の発行価格（行使価額） 369円 株主総会の特別決議日 平成12年6月28日 対象となる株式の種類 普通株式 対象となる株式の総数 1,504千株 新株の発行価格（行使価額） 498円 株主総会の特別決議日 平成13年6月27日 対象となる株式の種類 普通株式 対象となる株式の総数 1,489千株 新株の発行価格（行使価額） 502円 株主総会の特別決議日 平成14年6月26日 対象となる株式の種類 普通株式 対象となる株式の総数 1,473千株 新株の発行価格（行使価額） 520円 18. 配当制限 同左

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	※1. その他の特別利益は、厚生年金基金代行部分返上益3,536百万円であります。

次へ

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																																																				
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>動産</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>845百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>595百万円</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>250百万円</td></tr> </table> - 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1 年内</td><td>145百万円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>123百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>268百万円</td></tr> </table> - 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>290百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>258百万円</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>19百万円</td></tr> </table> - 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 - 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 - 未経過リース料 <table> <tr> <td>1 年内</td><td>2百万円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>8百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>11百万円</td></tr> </table>		動産	取得価額相当額	845百万円	減価償却累計額相当額	595百万円	期末残高相当額	250百万円	1 年内	145百万円	1 年超	123百万円	合計	268百万円	支払リース料	290百万円	減価償却費相当額	258百万円	支払利息相当額	19百万円	1 年内	2百万円	1 年超	8百万円	合計	11百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>動産</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>234百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>188百万円</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>46百万円</td></tr> </table> - 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1 年内</td><td>22百万円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>23百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>46百万円</td></tr> </table> - 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>38百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>34百万円</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>3百万円</td></tr> </table> - 減価償却費相当額の算定方法 同左 - 利息相当額の算定方法 同左 2. オペレーティング・リース取引 - 未経過リース料 <table> <tr> <td>1 年内</td><td>7百万円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>5百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>12百万円</td></tr> </table>		動産	取得価額相当額	234百万円	減価償却累計額相当額	188百万円	期末残高相当額	46百万円	1 年内	22百万円	1 年超	23百万円	合計	46百万円	支払リース料	38百万円	減価償却費相当額	34百万円	支払利息相当額	3百万円	1 年内	7百万円	1 年超	5百万円	合計	12百万円
	動産																																																				
取得価額相当額	845百万円																																																				
減価償却累計額相当額	595百万円																																																				
期末残高相当額	250百万円																																																				
1 年内	145百万円																																																				
1 年超	123百万円																																																				
合計	268百万円																																																				
支払リース料	290百万円																																																				
減価償却費相当額	258百万円																																																				
支払利息相当額	19百万円																																																				
1 年内	2百万円																																																				
1 年超	8百万円																																																				
合計	11百万円																																																				
	動産																																																				
取得価額相当額	234百万円																																																				
減価償却累計額相当額	188百万円																																																				
期末残高相当額	46百万円																																																				
1 年内	22百万円																																																				
1 年超	23百万円																																																				
合計	46百万円																																																				
支払リース料	38百万円																																																				
減価償却費相当額	34百万円																																																				
支払利息相当額	3百万円																																																				
1 年内	7百万円																																																				
1 年超	5百万円																																																				
合計	12百万円																																																				

[次へ](#)

(有価証券関係)

○ 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前事業年度(平成14年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものにつきましては、該当ありません。

II 当事業年度(平成15年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものにつきましては、該当ありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																																								
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td>97,711百万円</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>11,459百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券償却</td><td>11,394百万円</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>8,381百万円</td></tr> <tr> <td>債権売却損失引当金</td><td>5,932百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>14,436百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>149,316百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>退職給付信託設定益益金不算入</td><td>△6,927百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△609百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>△7,537百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>141,779百万円</td></tr> </table>	貸倒引当金損金算入限度超過額	97,711百万円	その他有価証券評価差額金	11,459百万円	有価証券償却	11,394百万円	繰越欠損金	8,381百万円	債権売却損失引当金	5,932百万円	その他	14,436百万円	繰延税金資産合計	149,316百万円	退職給付信託設定益益金不算入	△6,927百万円	その他	△609百万円	繰延税金負債合計	△7,537百万円	繰延税金資産の純額	141,779百万円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td>103,633百万円</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>13,775百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券償却</td><td>12,121百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>10,640百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>140,171百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>退職給付信託設定益益金不算入</td><td>△7,091百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△909百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>△8,001百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>132,170百万円</td></tr> </table>	貸倒引当金損金算入限度超過額	103,633百万円	その他有価証券評価差額金	13,775百万円	有価証券償却	12,121百万円	その他	10,640百万円	繰延税金資産合計	140,171百万円	退職給付信託設定益益金不算入	△7,091百万円	その他	△909百万円	繰延税金負債合計	△8,001百万円	繰延税金資産の純額	132,170百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	97,711百万円																																								
その他有価証券評価差額金	11,459百万円																																								
有価証券償却	11,394百万円																																								
繰越欠損金	8,381百万円																																								
債権売却損失引当金	5,932百万円																																								
その他	14,436百万円																																								
繰延税金資産合計	149,316百万円																																								
退職給付信託設定益益金不算入	△6,927百万円																																								
その他	△609百万円																																								
繰延税金負債合計	△7,537百万円																																								
繰延税金資産の純額	141,779百万円																																								
貸倒引当金損金算入限度超過額	103,633百万円																																								
その他有価証券評価差額金	13,775百万円																																								
有価証券償却	12,121百万円																																								
その他	10,640百万円																																								
繰延税金資産合計	140,171百万円																																								
退職給付信託設定益益金不算入	△7,091百万円																																								
その他	△909百万円																																								
繰延税金負債合計	△8,001百万円																																								
繰延税金資産の純額	132,170百万円																																								
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td><td>41.5%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△3.0%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△0.7%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>37.8%</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	41.5%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.0%	その他	△0.7%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.8%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td><td>41.5%</td></tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td><td>7.4%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△2.4%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△0.6%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>45.9%</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	41.5%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	7.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.4%	その他	△0.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.9%																						
法定実効税率 (調整)	41.5%																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.0%																																								
その他	△0.7%																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.8%																																								
法定実効税率 (調整)	41.5%																																								
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	7.4%																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.4%																																								
その他	△0.6%																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.9%																																								
3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、当期より前期の41.3%から41.5%に変更しております。この変更により、繰延税金資産は444百万円増加し、当期に計上された法人税等調整額の金額は408百万円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債の金額は73百万円増加し、再評価差額金の金額は同額減少しております。	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より当行の法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」および「資本等の金額」に変更されることにより、当該課税標準の一部は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないことになります。 この変更に伴い、当行の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率は当事業年度の41.5%から40.4%となり、「繰延税金資産」は2,455百万円減少し、当事業年度に計上された「法人税等調整額」は2,080百万円増加しております。「再評価に係る繰延税金負債」は613百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。また、「その他有価証券評価差額金」は374百万円増加しております。																																								

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	円	305.29	309.22
1株当たり当期純利益	円	16.77	12.13
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	15.63	10.38

- (注) 1. 前事業年度の1株当たり純資産額は、期末純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数で除して算出しております。
2. 前事業年度の1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数で除して算出しております。
3. 当事業年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- なお、同会計基準及び適用指針を適用して算定した、前事業年度の1株当たり情報は次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1株当たり純資産額	円	305.29
1株当たり当期純利益	円	16.77
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	14.00

4. 当事業年度の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益	百万円	15,171
普通株主に帰属しない金額	百万円	1,360
利益処分による優先配当額	百万円	1,360
普通株式に係る当期純利益	百万円	13,811
普通株式の期中平均株式数	千株	1,138,269
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額	百万円	1,360
利益処分による優先配当額	百万円	1,360
普通株式増加数	千株	322,078
転換社債	千株	114,285
新株引受権	千株	65
非累積型配当優先株式	千株	207,727
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株引受権2種類(新株予約権の目的となる株式の総数2,993千株)及び新株予約権1種類(新株予約権の数1,473千株)。 なお、上記新株引受権及び新株予約権の概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	当行は、総合リース大手の住商リース株式会社の高度な専門性と機能を当行の連結子会社である浜銀ファイナンス株式会社を通じて地域のお客さまに提供するために、平成15年5月19日付で浜銀ファイナンス株式会社の株式の一部を住商リース株式会社に譲渡する契約を締結いたしました。 1. 株式譲渡予定日 平成15年6月30日 2. 浜銀ファイナンス株式会社の主な事業内容 「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しております。 3. 譲渡する株式の数 100,000株

④【附属明細表】

当事業年度（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
土地	82,972	—	709	82,262	—	—	82,262
建物	102,462	593	1,095	101,959	63,377	2,486	38,581
動産	43,464	1,179	1,741	42,902	36,861	1,634	6,041
建設仮払金	56	396	285	167	—	—	167
有形固定資産計	228,955	2,168	3,832	227,292	100,239	4,120	127,053
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	19,353	10,615	3,227	8,737
施設利用権	—	—	—	494	406	11	88
その他の無形固定資産	—	—	—	713	—	—	713
無形固定資産計	—	—	—	20,561	11,022	3,239	9,539
その他	136	—	—	136	48	6	88

(注) 1. 土地、建物、動産の3つの項目は、貸借対照表勘定科目上では「土地建物動産」に計上しております。

2. 「無形固定資産」の金額は資産の総額の1%以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【資本金等明細表】

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金 (百万円)		184, 799	3	－	184, 803
資本金のうち 既発行株式	普通株式 (株) (注 1) (注 2)	(1, 138, 624, 220)	(20, 000)	(－)	(1, 138, 644, 220)
	普通株式 (百万円)	134, 799	3	－	134, 803
	第一回優先株式 (株)	(140, 000, 000)	(－)	(－)	(140, 000, 000)
	第一回優先株式 (百万円)	35, 000	－	－	35, 000
	第二回優先株式 (株)	(60, 000, 000)	(－)	(－)	(60, 000, 000)
	第二回優先株式 (百万円)	15, 000	－	－	15, 000
	計 (株)	(1, 338, 624, 220)	(20, 000)	(－)	(1, 338, 644, 220)
	計 (百万円)	184, 799	3	－	184, 803
資本準備金及び その他資本 剰余金	(資本準備金)				
	株式払込剰余金 (百万円) (注 2)	146, 277	3	－	146, 281
	計 (百万円)	146, 277	3	－	146, 281
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金) (百万円) (注 3)	33, 092	1, 420	－	34, 512
	(任意積立金)				
	動産不動産圧縮積立金 (百万円) (注 4)	476	146	3	620
	別途積立金 (注 3) (百万円)	39, 743	12, 000	－	51, 743
	計 (百万円)	73, 312	13, 566	3	86, 875

(注) 1. 当期末における自己株式数は 693,934株であります。

2. 当期増加額は、旧商法に基づく新株引受権の行使によるもの（普通株式 20,000株、資本金 3百万円、資本準備金 3百万円）であります。

3. 当期増加額は、前期決算の利益処分によるものであります。

4. 当期増加額及び当期減少額は、前期決算の利益処分によるものであります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	35,457	29,271	—	35,457	29,271
個別貸倒引当金	(22) 69,175	54,052	25,115	44,059	54,052
うち非居住者向け債権分	(22) 188	—	112	75	—
特定海外債権引当勘定	(8) 69	—	—	69	—
債権売却損失引当金	14,295	1,815	13,459	835	1,815
偶発損失引当金	4,200	—	4,190	10	—
証券取引責任準備金	0	—	—	0	0
計	(31) 123,198	85,139	42,765	80,432	85,139

(注) 1. 当期減少額（その他）欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金・・・・・・・・洗替による取崩額
 個別貸倒引当金・・・・・・・・洗替及び回収による取崩額
 うち非居住者向け債権分・・回収による取崩額
 特定海外債権引当勘定・・・・洗替による取崩額
 債権売却損失引当金・・・・洗替及び回収による取崩額
 偶発損失引当金・・・・・・・・回収による取崩額
 証券取引責任準備金・・・・・・累積限度額超過による取崩額

2. () 内は為替換算差額であります。

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	460	1,044	129	—	1,375
未払法人税等	237	127	129	—	235
未払事業税	222	917	—	—	1,139

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成15年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	日本銀行への預け金 304,601百万円その他であります。
その他の証券	外国証券 95,665百万円その他であります。
前払費用	前払年金費用 21,978百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息 6,172百万円、有価証券利息 5,599百万円その他であります。
その他の資産	投資有価証券未収金 28,411百万円、出資金等 9,212百万円、仮払金 8,508百万円（C D機の相互利用による立替金等）その他であります。

② 負債の部

その他の預金	別段預金 124,319百万円、外貨預金 84,216百万円その他であります。
未払費用	預金利息 4,278百万円、未払退職金 3,151百万円、未払賞与 1,718百万円、金利スワッ プ支払利息 1,330百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息 6,641百万円その他であります。
その他の負債	仮受金 26,253百万円（内国為替決済資金等）、投資有価証券未払金 11,027百万円その 他であります。

(3) 【その他】

該当ありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日
定時株主総会	6月中
株主名簿閉鎖の期間	—————
基準日	3月31日
株券の種類	1,000株券、10,000株券、100,000株券および 1単元の株式の数に満たない株式の数を表示した株券
中間配当基準日	9月30日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所（注1）	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 三菱信託銀行株式会社証券代行部
代理人（注1）	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 三菱信託銀行株式会社
取次所	三菱信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	株券1枚につき200円
単元未満株式の買取り	
取扱場所（注1）	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 三菱信託銀行株式会社証券代行部
代理人（注1）	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 三菱信託銀行株式会社
取次所	三菱信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	当行所定の算式により1単元あたりの合計額を算定し、これを買取単元 未満株式の数で按分した額
公告掲載新聞名	東京都において発行する日本経済新聞
株主に対する特典	ありません

（注） 1. 三菱信託銀行株式会社は平成15年5月6日付けで、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号に移転しております。

2. 平成15年6月26日開催の定時株主総会決議により、単元未満株式の買増し請求制度を採用しました。単元未満株式の買増し請求制度の概要は次のとおりです。

取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱信託銀行株式会社証券代行部

代理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱信託銀行株式会社

取次所 三菱信託銀行株式会社 全国各支店

買増手数料 当行所定の算式により1単元あたりの合計額を算定し、これを買増単元未満株式の数で按分した額

第7【提出会社の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第141期）（自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日） | 平成14年6月27日
関東財務局長に提出 |
| (2) 臨時報告書及びその添付書類
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。 | 平成14年6月27日
関東財務局長に提出 |
| (3) 訂正発行登録書
平成14年3月28日に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成14年6月27日
関東財務局長に提出 |
| (4) 臨時報告書の訂正報告書
平成14年6月27日に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。 | 平成14年7月5日
関東財務局長に提出 |
| (5) 訂正発行登録書
平成14年3月28日に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成14年7月5日
関東財務局長に提出 |
| (6) 半期報告書
事業年度（第142期）（自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日） | 平成14年12月20日
関東財務局長に提出 |
| (7) 訂正発行登録書
平成14年3月28日に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成14年12月20日
関東財務局長に提出 |
| (8) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年2月3日
関東財務局長に提出 |
| (9) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年5月27日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。